

○熊本大学大学院学則

(平成 16 年 4 月 1 日学則第 3 号)

改正	平成 17 年 3 月 24 日学則第 3 号	平成 17 年 12 月 22 日学則第 5 号	平成 18 年 2 月 23 日学則第 3 号
	平成 18 年 3 月 23 日学則第 4 号	平成 18 年 10 月 26 日学則第 7 号	平成 19 年 1 月 25 日学則第 1 号
	平成 20 年 1 月 24 日学則第 3 号	平成 21 年 3 月 26 日学則第 3 号	平成 22 年 2 月 24 日学則第 2 号
	平成 22 年 3 月 24 日学則第 5 号	平成 22 年 9 月 30 日学則第 10 号	平成 23 年 2 月 24 日学則第 2 号
	平成 24 年 3 月 22 日学則第 3 号	平成 24 年 5 月 31 日学則第 4 号	平成 25 年 2 月 28 日学則第 3 号
	平成 26 年 2 月 27 日学則第 1 号	平成 26 年 9 月 25 日学則第 4 号	平成 27 年 1 月 22 日学則第 2 号
	平成 28 年 9 月 23 日学則第 10 号	平成 29 年 2 月 23 日学則第 3 号	平成 30 年 3 月 22 日学則第 3 号
	平成 30 年 9 月 27 日学則第 7 号	平成 31 年 2 月 28 日学則第 3 号	平成 31 年 3 月 28 日学則第 6 号
	令和 2 年 2 月 27 日学則第 3 号	令和 2 年 9 月 24 日学則第 6 号	令和 2 年 11 月 26 日学則第 8 号
	令和 2 年 12 月 24 日学則第 9 号	令和 4 年 6 月 23 日学則第 3 号	令和 4 年 7 月 28 日学則第 4 号
	令和 5 年 2 月 22 日学則第 3 号	令和 5 年 9 月 28 日学則第 6 号	令和 6 年 1 月 25 日学則第 2 号
	令和 6 年 4 月 25 日学則第 4 号	令和 7 年 3 月 27 日学則第 3 号	

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 14 条)
- 第 2 章 入学等(第 15 条—第 23 条)
- 第 3 章 教育課程(第 23 条の 2—第 31 条)
- 第 4 章 休学、復学、転研究科、転教育部、転専攻、留学、転学、退学及び除籍(第 32 条—第 38 条)
- 第 5 章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生及び外国人留学生(第 39 条—第 43 条)
- 第 6 章 修了及び学位(第 44 条—第 51 条)
- 第 7 章 授業料等(第 52 条—第 54 条)
- 第 8 章 賞罰(第 55 条)
- 第 9 章 国際連携専攻に関する特例(第 56 条—第 61 条)
- 第 10 章 特別の課程(第 61 条の 2)
- 第 11 章 雑則(第 62 条・第 63 条)
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この学則は、熊本大学学則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「本学学則」という。)第 6 条第 2 項の規定に基づき、熊本大学大学院(以下「本学大学院」という。)に関し必要な事項を定める。

(教育研究上の目的)

第2条 本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 前項の大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。

3 研究科、研究部又は教育部の教育研究上の目的は、それぞれ研究科、研究部又は教育部の規則で定め、公表するものとする。

(課程及び標準修業年限等)

第3条 本学大学院の課程は、修士課程、博士課程及び教職大学院の課程とする。

2 博士課程(医学教育部及び薬学教育部医療薬学専攻を除く。)は、これを前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)と後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分する。

3 博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

4 医学教育部は、修士課程及び4年の博士課程とする。

5 薬学教育部医療薬学専攻は、4年の博士課程とする。

第4条 修士課程(博士前期課程を含む。以下同じ。)は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

第4条の2 教職大学院の課程は、理論と実践の往還を通して高度な専門的知識と技能を授け、高度専門職業人としての教員に必要な優れた実践的指導力・展開力を養うことを目的とする。

第5条 修士課程及び教職大学院の課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科若しくは教育部、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、2年を超えるものとすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科若しくは教育部、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

3 前項に規定する修士課程を置く教育部及びその標準修業年限は、次のとおりとする。

社会文化科学教育部法政・紛争解決学専攻(社会人を対象とするコース) 1年

第6条 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するのに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

第7条 博士課程の標準修業年限は、5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

2 医学教育部の博士課程及び薬学教育部医療薬学専攻の標準修業年限は、4年とする。

第8条及び第9条 削除

(長期にわたる教育課程の履修)

第9条の2 研究科又は教育部は、研究科又は教育部の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(研究科・教育部、専攻及び課程)

第10条 本学大学院に置く研究科又は教育部、専攻及びその課程の別は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科又は教育部の名称	専攻の名称	課程の別
教育学研究科	教職実践開発専攻	教職大学院の課程
社会文化科学教育部	法政・紛争解決学専攻、現代社会人間学専攻、文化学専攻、教授システム学専攻	博士前期課程
	人間・社会科学専攻、文化学専攻、教授システム学専攻	博士後期課程
自然科学教育部	理学専攻、土木建築学専攻、機械システム工学専攻、電気電子工学専攻、材料・応用化学専攻、半導体・情報数理専攻	博士前期課程
	理学専攻、工学専攻、半導体・情報数理専攻	博士後期課程
医学教育部	医科学専攻	修士課程
	医学専攻	博士課程
保健学教育部	保健学専攻	博士前期課程
	保健学専攻	博士後期課程
薬学教育部	創薬・生命薬科学専攻	博士前期課程
	創薬・生命薬科学専攻	博士後期課程
	医療薬学専攻	博士課程

(教員組織等)

第11条 本学大学院の研究科又は研究部の教員組織その他必要な事項は、別に定める。

(収容定員)

第12条 収容定員は、別に定める。

(在学期間)

第13条 在学期間は、標準修業年限の2倍の年数を超えることができない。

2 第9条の2の規定により長期にわたる教育課程の履修が認められた学生の在学期間については、研究科規則又は教育部規則の定めるところによる。

(学年)

第 13 条の 2 学年については、本学学則第 20 条を適用する。

(学期及び休業日)

第 14 条 学期及び休業日については、本学学則第 21 条及び第 22 条を準用する。

第 2 章 入学等

(入学時期)

第 15 条 入学の時期については、本学学則第 23 条を準用する。

(入学資格)

第 16 条 修士課程、博士前期課程及び教職大学院の課程(教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)に定める普通免許状を有する者に限る。第 39 条第 2 項及び第 40 条第 2 項において同じ。)に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号。以下「学教法」という。)に定める大学の卒業者
- (2) 学教法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者(昭和 28 年文部省告示第 5 号)
- (9) 学教法第 102 条第 2 項の規定により他の大学院に入学した者であって、当該者を本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達したもの
- (11) 大学に 3 年以上在学した者であって、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認められたもの

(12) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者又は我が国において外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者であつて、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

第17条 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位(以下この条において「修士の学位等」という。)を有する者
- (2) 外国において、修士の学位等に相当する学位を授与された者
- (3) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位等に相当する学位を授与された者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し修士の学位等に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第3号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)
- (8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位等を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

第18条 医学教育部の博士課程及び薬学教育部医療薬学専攻に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学(医学、歯学、修業年限6年の薬学又は獣医学を履修する課程に限る。以下第8号及び第9号において同じ。)を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。以下次号及び第4号において同じ。)を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度に

において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

- (5) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が5年以上である課程(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者(昭和30年文部省告示第39号)
- (7) 学教法第102条第2項の規定により他の大学院(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)に入学した者であって、当該者を本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- (9) 大学に4年以上在学した者であって、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの
- (10) 外国において学校教育における16年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。以下この号において同じ。)を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者又は我が国において外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者であって、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

(入学志願手続及び入学者選考)

第19条 入学志願手続及び入学者選考については、本学学則第25条及び第26条を準用する。

(合格者の決定及び入学の許可)

第20条 合格者の決定及び入学の許可は、本学学則第27条及び第28条を準用する。

(入学の手続)

第21条 入学の手続については、本学学則第29条を適用する。

(再入学及び転入学)

第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、欠員のある場合に限り、別に定めるところにより選考の上、学長は、入学を許可することができる。

- (1) 願により本学大学院を退学した者で、再入学を願い出たもの
- (2) 他の大学院から、本学大学院に転入学を願い出た者

- 2 前項により入学を許可された者の在学年数及び既修得単位の認定は、教授会において行う。
- 3 第1項により入学を許可された者の在学期間は、第13条の規定にかかわらず、前項により認定された在学年数の2倍を超えることができない。
- 4 第1項の規定により入学する者の入学志願手続等については、前3条の規定によるものとする。

(進学)

第23条 本学大学院の修士課程を修了し、引き続き博士課程(社会文化科学教育部、自然科学教育部、保健学教育部及び薬学教育部にあつては、博士後期課程)に進学を志願する者については、教育部の定めるところにより、選考の上、進学を許可する。

第3章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第23条の2 教育部は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「学教法施行規則」という。)第165条の2第1項第1号及び第2号の規定により定める方針(以下「方針」という。)に基づき、必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 教育学研究科は、学教法施行規則第165条の2第1項第1号及び第2号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。
- 3 教育課程の編成に当たっては、研究科又は教育部は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

(博士課程教育リーディングプログラム)

第23条の3 教育部に、優秀な学生を俯瞰力と独創力を備え広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーへと導くため、博士前期課程と博士後期課程を一貫して行う教育(修士課程と4年の博士課程を一貫して又は4年の博士課程において行うものを含む。次条において同じ。)を実施する博士課程教育リーディングプログラムを開設し、その教育課程を編成することができる。

- 2 博士課程教育リーディングプログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(卓越大学院プログラム)

第23条の4 前条に定めるもののほか、教育部に、新たな知の創造と活用を主導し、次代を牽引する価値を創造するとともに、社会的課題の解決に挑戦して、社会にイノベーションをもたらすことができる博士人材を育成するため、博士前期課程と博士後期課程を一貫して行う教育を実施する卓越大学院プログラムを開設し、その教育課程を編成することができる。

- 2 卓越大学院プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(大学院教養教育プログラム)

第23条の5 本学大学院に、多元的な価値への理解力、柔軟な思考力及び鳥瞰的に事物を把握する力を有し、高度な知的基盤領域において新機軸を切り拓く力を備えた人材を育成するた

めに、大学院共通の教育プログラム（以下「大学院教養教育プログラム」という。）を開設し、その教育課程を編成することができる。

- 2 大学院教養教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。
(授業及び研究指導)

第 24 条 本学大学院(教育学研究科を除く。)の教育は、授業科目の授業及び研究指導により行うものとする。

- 2 教育学研究科の教育は、質の高い教員としての実践的指導力を高めるため、研究者教員と実務家教員の指導を受け、教員養成系の学部を卒業後引き続き当該専攻に入学した学生と教員経験を有する学生が学校現場の諸課題に協働して対応しながら、指導方法や技術を理論と実践を通して身につける授業を行うものとする。
- 3 研究科又は教育部における専攻別の授業科目及び単位は、研究科又は教育部において別に定める。
- 4 第 1 項及び第 2 項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 5 第 1 項及び第 2 項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
(教育方法の特例)

第 25 条 研究科又は教育部において教育上特別の必要があると認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。
(履修)

第 26 条 学生は、在学期間中に、それぞれの専攻において定められた授業科目を履修しなければならない。
2 履修方法については、研究科又は教育部において別に定める。
(履修科目の登録の上限)

第 27 条 教育学研究科は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が 1 年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。
(単位の計算方法及び単位の認定)

第 28 条 単位の計算方法及び単位の認定は、本学学則第 39 条及び第 40 条を準用する。
(成績評価基準等の明示等)

第 28 条の 2 研究科又は教育部は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに 1 年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。
2 研究科又は教育部は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。
(他の大学院における授業科目の履修等)

第 29 条 教育上有益と認めるときは学生が他の大学院(外国の大学院を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。休学期間中の履修についても、同様とする。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、修士課程及び博士課程においては、15 単位を超えないものとする。この場合、博士後期課程にあつては、当該課程の入学資格を取得した課程において、前項の規定により本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなす単位があるときは、この単位を含めて 15 単位を超えないものとする。

3 第 1 項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、教職大学院の課程においては、第 44 条の 2 に規定する研究科が定める単位の 2 分の 1 を超えないものとする。

4 前 3 項の規定は、学生が外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

5 前各項に関し必要な事項は、別に定める。

(他の研究科及び教育部の授業科目の履修)

第 29 条の 2 学生は、本学大学院の他の研究科及び教育部(以下「研究科等」という。)の授業科目を履修することができる。

2 前項の場合において、学生は、所属する研究科等の長を経て、当該他の研究科等の長の許可を受けなければならない。

3 前 2 項に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学院等における研究指導等)

第 30 条 研究科又は教育部において教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等(外国の大学院又は研究所等を含む。以下「他の大学院等」という。)との協議に基づき、学生が当該他の大学院等において必要な研究指導(第 56 条に規定する国際連携専攻の学生が第 57 条に規定する連携外国大学院において受けるものを除く。)を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び教職大学院の課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は、1 年を超えないものとする。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(特別の課程の履修等)

第 30 条の 2 教育上有益と認めるときは、学生が行う学教法第 105 条の規定により大学院が編成する特別の課程(履修資格を有する者が、同法第 102 条第 1 項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。)における学修を、本学大学院における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、第 29 条第 2 項及び第 4 項により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて 15 単位を超えないものとする。

- 3 第1項の規定により与えることができる単位数は、教職大学院の課程においては、第29条第3項及び第4項により本学教職大学院の課程において修得したものとみなす単位数と合わせて第44条の2に規定する研究科が定める単位の2分の1を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の取扱い等)

第31条 教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院(外国の大学院を含む。)において履修した単位(大学院設置基準第15条の規定により準用する大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第3条第1項に規定する科目等履修生及び同条第2項に規定する特別の課程履修生として修得した単位を含む。)を、本学大学院に入学した後の本学大学院の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、修士課程及び博士課程においては、転学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとし、かつ、第29条第2項及び第4項並びに前条第2項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

- 3 第1項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、教職大学院の課程においては、転学等の場合を除き、本学教職大学院の課程において修得した単位以外のものについては、第29条第3項及び第4項並びに前条第2項の規定により本学教職大学院の課程において修得したものとみなす単位数と合わせて第44条の2に規定する研究科が定める単位の2分の1を超えないものとする。

- 4 前3項の単位の認定は、教授会で行う。

第4章 休学、復学、転研究科、転教育部、転専攻、留学、転学、退学及び除籍

(休学)

第32条 疾病その他やむを得ない理由により、3か月以上修学できない者は、所定の休学願により、研究科長又は教育部長を経て、学長に休学を願い出なければならない。ただし、疾病のため休学する場合は、医師の診断書を添えるものとする。

- 2 前項の場合、学長は、その学期又は学年に限りこれを許可することができる。

第33条 疾病その他の理由により、修学することが適当でないと認められる者に対しては、学長は、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第34条 休学は、更新することができる。ただし、その期間は通算して次の各号に定めた年数を超えることができない。

- (1) 修士課程、教職大学院の課程、医学教育部の博士課程及び薬学教育部医療薬学専攻 2年
- (2) 博士後期課程 3年
- (3) 社会文化科学教育部法政・紛争解決学専攻(社会人を対象とするコース) 1年

- 2 第22条により入学を許可された者及び第36条により研究科若しくは教育部の変更又は研究科若しくは教育部の専攻の変更(以下「転研究科等」という。)を許可された者の休学期間

は、前項ただし書の規定にかかわらず、通算して在学年数に相当する年数を超えることができない。

- 3 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第 35 条 復学は、本学学則第 50 条を準用する。

(転研究科、転教育部及び転専攻)

第 36 条 転研究科等を志願する者があるときは、教育研究上支障がない場合に限り、研究科又は教育部の定めるところにより、学長が許可する。

- 2 前項により転研究科等を許可された者の在学年数及び既修得単位の認定は、転研究科等後の研究科又は教育部の教授会において行う。

- 3 第 1 項により転研究科等を許可された者の在学期間は、第 13 条の規定にかかわらず、在学年数の 2 倍を超えることができない。

(留学)

第 37 条 外国の大学院で学修するため、留学を志望する者は、所定の留学願により、研究科長又は教育部長を経て、学長に願い出なければならない。

- 2 前項の場合、学長は、これを許可する。

- 3 留学の期間は、第 5 条、第 7 条及び第 9 条の標準修業年限に含まれるものとする。

(転学、退学及び除籍)

第 38 条 転学及び退学については、本学学則第 52 条及び第 54 条を準用する。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、研究科長又は教育部長の申し出により、学長がこれを除籍する。

- (1) 行方不明の届出のあった者
- (2) 第 13 条、第 22 条第 3 項及び第 36 条第 3 項に規定する期間を超えた者
- (3) 第 34 条第 1 項ただし書及び第 2 項に規定する期間を超えた者
- (4) 納付すべき入学金を指定の期日までに納付しない者
- (5) 授業料の納付を怠り督促をしても納付しない者
- (6) 正当な理由がなくて欠席が長期にわたる者
- (7) 成業の見込がないと認められる者

第 5 章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生及び外国人留学生

(研究生)

第 39 条 本学大学院において、特殊の専門事項について高度な研究を行おうとする者があるときは、研究科又は教育部の授業、研究に支障のない限り、選考の上、学長は、研究生として入学を許可することがある。

- 2 修士課程及び教職大学院の課程の研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第 16 条各号に該当する者

(2) 外国において、当該外国の大学における4年の課程を修了した者で、学校教育において通算15年以上の課程を修了したもの

(3) 外国において、学校教育における12年以上の課程を修了しており、当該外国の制度等により、我が国の大学卒業に相当する学歴を授与された者、又は我が国の学士に相当する学位を授与された者

- 3 博士後期課程の研究生として入学することのできる者は、第17条各号に該当する者とする。
- 4 医学教育部の博士課程及び薬学教育部医療薬学専攻の研究生として入学することのできる者は、第18条各号に該当する者とする。
- 5 研究生の入学時期、入学志願手続、在学期間、研究指導及び研究成果報告については、本学学則第63条第2項及び第65条から第68条までの規定を準用する。

(科目等履修生)

第40条 本学大学院において、一又は複数の授業科目を選んで履修しようとする者があるときは、研究科又は教育部の授業、研究に支障のない限り、選考の上、学長は、科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 科目等履修生に関する規則は、別に定める。

(特別聴講学生)

第41条 本学大学院において、授業科目を履修しようとする他の大学院(外国の大学院を含む。)の学生があるときは、当該他の大学院との協議に基づき、その履修を認めることができる。

- 2 前項により授業科目の履修を認められた学生は、特別聴講学生と称する。
- 3 前2項に関し必要な事項は別に定める。

(特別研究学生)

第42条 本学大学院において、研究指導を受けようとする他の大学院(外国の大学院を含む。)の学生があるときは、当該他の大学院との協議に基づき、その受入れを認めることがある。

- 2 前項により受け入れた学生は、特別研究学生と称する。
- 3 前2項に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第43条 外国人で大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本学大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、学長は、外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生に関する規則は、別に定める。

第6章 修了及び学位

(修士課程の修了要件)

第44条 修士課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、教育部が定める単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に

関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程の修了要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、同項に定める修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、教育部が行う次に掲げる試験及び審査（以下「博士論文研究基礎力審査」という。）に合格することとすることができる。

- (1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養についての試験

- (2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力についての審査

- 3 博士論文研究基礎力審査に関し必要な事項は、別に定める。

（教職大学院の課程の修了要件）

第44条の2 教職大学院の課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、研究科が定める単位以上（実習10単位含む。）を修得し、かつ、研究報告書の審査及び最終試験に合格することとする。

（博士課程の修了要件）

第45条 医学教育部の博士課程の修了の要件は、当該課程に4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

第45条の2 薬学教育部医療薬学専攻の修了の要件は、当該専攻に4年以上在学し、32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該専攻に3年以上在学すれば足りるものとする。

第46条 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、教育部が定める単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 第5条第2項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び第44条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士後期課程の修了の要件については、前項ただし書中「1年」とあるのは、「修士課程における在学期間を含めて3年」と読み替えて、同項ただし書の規定を適用する。

- 3 前2項の規定にかかわらず、第17条第7号の規定により本学大学院において修士の学位等を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、本学大学院に3年（専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、教育部が定める単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた

上、博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年(標準修業年限を1年以上2年未満とした専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間)以上在学すれば足りるものとする。

(在学期間の短縮)

第46条の2 第31条第1項の規定により修士課程、教職大学院の課程、医学教育部の博士課程又は薬学教育部医療薬学専攻の学生が当該課程等に入学する前に修得した単位(修士課程、医学教育部の博士課程又は薬学教育部医療薬学専攻にあつては、第16条又は第18条に規定する当該課程等の入学資格を有した後、修得した単位に限る。)を当該課程等において修得した単位とみなす場合であつて、当該単位の修得により当該課程等の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で当該課程等を置く研究科又は教育部が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

第47条 削除

(学位論文及び最終試験)

第48条 最終試験は、学位論文(教職大学院の課程にあつては、研究報告書。次項において同じ。)を主として、これに関連のある授業科目について行う。

2 学位論文及び最終試験の合格又は不合格は、教授会において審査決定する。

3 審査決定の方法は、研究科又は教育部において別に定める。

(学位の授与)

第49条 本学大学院の課程を修了した者には、熊本大学学位規則(平成16年4月1日制定。以下次条において「学位規則」という。)の定めるところにより、修士の学位、博士の学位又は専門職学位を授与する。

(論文提出による学位の授与)

第50条 博士課程を経ない者で、論文を提出して博士の学位を申請するものがあるときは、学位規則の定めるところにより、これを受理するものとする。

2 前項の論文については、本学大学院の学位論文と同一の方法により審査を行い、その審査に合格し、かつ、大学院博士課程修了者と同等以上の学力を有することを確認された者には、博士の学位を授与する。

(教育職員の免許状授与の所要資格の取得)

第51条 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する教育職員の免許状授与の所要資格の取得については、研究科規則又は教育部規則の定めるところによる。

第7章 授業料等

(検定料、入学料、授業料及び学修支援料の額等)

第52条 検定料、入学料、授業料及び学修支援料の額は、国立大学法人熊本大学諸料金規則(平成16年4月1日制定)に定めるところによる。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第 53 条 入学料の納付が経済的理由等により困難であると認められる者に対しては、入学料を免除又は徴収猶予することができる。

(授業料の免除)

第 53 条の 2 次条の規定により適用される本学学則第 83 条及び第 84 条に規定する者のほか、博士課程(博士後期課程及び 4 年の博士課程をいう。)への進学意欲の向上及び高度な研究能力を備えた博士人材の育成を図るため、修士課程段階における支援の実施が特に必要であると学長が認める者に対しては、授業料を免除することができる。

(適用規定)

第 54 条 入学料及び授業料の取扱いについては、本学学則第 80 条第 1 項から第 5 項まで及び第 81 条から第 87 条までの規定を適用する。

第 8 章 賞罰

(表彰及び懲戒)

第 55 条 表彰及び懲戒は、本学学則第 88 条及び第 89 条を準用する。

第 9 章 国際連携専攻に関する特例

(国際連携専攻の設置)

第 56 条 本学大学院は、その教育上の目的を達成するために必要があると認める場合には、教育部に、外国の大学院(国際連合大学を含む。以下同じ。)と連携して教育研究を実施するための専攻(以下「国際連携専攻」という。)を置くことができる。

(国際連携教育課程の編成)

第 57 条 国際連携専攻を置く教育部は、第 23 条の 2 第 1 項の規定にかかわらず、国際連携専攻において連携して教育研究を実施する一以上の外国の大学院(以下「連携外国大学院」という。)が開設する授業科目を当該教育部の教育課程の一部とみなして、当該連携外国大学院と連携した教育課程(以下「国際連携教育課程」という。)を編成するものとする。

(共同開設科目)

第 58 条 国際連携専攻を置く教育部は、第 23 条の 2 第 1 項の規定にかかわらず、連携外国大学院と共同して授業科目を開設することができる。

2 国際連携専攻を置く教育部が前項の授業科目(以下この項において「共同開設科目」という。)を開設した場合、当該国際連携専攻の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、7 単位を超えない範囲で、当該教育部又は連携外国大学院のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、当該教育部及び連携外国大学院において修得した単位数が、第 60 条第 1 項及び第 2 項の規定により当該教育部及びそれぞれの連携外国大学院において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を当該教育部及び連携外国大学院において修得した単位とすることはできない。

(国際連携教育課程に係る単位の認定等)

第 59 条 国際連携専攻を置く教育部は、学生が連携外国大学院において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

2 国際連携専攻を置く教育部は、学生が連携外国大学院において受けた国際連携教育課程に係る研究指導を、当該国際連携教育課程に係るものとみなすものとする。

(国際連携専攻に係る修了要件)

第 60 条 国際連携専攻の修士課程の修了の要件は、第 44 条第 1 項(博士前期課程にあつては、第 44 条第 1 項及び第 2 項)に定めるもののほか、国際連携専攻を置く教育部及びそれぞれの連携外国大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により 10 単位以上を修得することとする。

2 前項の規定により、国際連携専攻を置く教育部及びそれぞれの連携外国大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第 29 条若しくは第 31 条又は前条第 1 項の規定により修得したものとみなすことができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第 31 条の規定により修得したものとみなすことができる単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

(連携外国大学院との協議)

第 61 条 第 56 条から前条までに定めるもののほか、国際連携専攻に係る次に掲げる事項については、当該専攻を置く教育部と連携外国大学院との協議により、別に定める。

- (1) 教育課程の編成に関する事項
- (2) 教育組織の編成に関する事項
- (3) 入学者の選抜及び学位の授与に関する事項
- (4) 学生の在籍の管理及び安全に関する事項
- (5) 学生の奨学及び厚生補導に関する事項
- (6) 教育研究活動等の状況の評価に関する事項
- (7) その他国際連携専攻に関する事項

第 10 章 特別の課程

(特別の課程)

第 61 条の 2 本学大学院の学生以外の者を対象とした学教法第 105 条に規定する特別の課程(履修資格を有する者が、学教法第 102 条第 1 項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。)については、本学学則第 91 条の規定を準用する。

第 11 章 雑則

(準用規定)

第 62 条 この学則に定めるもののほか、大学院学生に関し必要な事項は、本学学則を準用する。

(読替)

第 63 条 本学学則をこの学則に準用する場合は、「大学」を「大学院」に、「学部又は学環」を「研究科又は教育部」に、「学部及び学環」を「研究科及び教育部」に、「学部長又は学環長」を「研究科長又は教育部長」に読み替えるものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 法学研究科法学専攻及び公共政策専攻については、第 10 条の規定にかかわらず、平成 16 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 熊本大学学則等を廃止する規則(平成 16 年 3 月 26 日制定)により廃止された熊本大学大学院学則(昭和 34 年 1 月 14 日制定)の附則の規定により存続するものとされた専攻のうち、平成 16 年 3 月 31 日に存続するものについては、第 10 条の規定にかかわらず、平成 16 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 前 2 項の規定により存続する専攻の授業科目の履修、修了等に関する事項については、なお従前の例による。

附 則(平成 17 年 3 月 24 日学則第 3 号)

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 12 月 22 日学則第 5 号)

この学則は、平成 17 年 12 月 22 日から施行する。

附 則(平成 18 年 2 月 23 日学則第 3 号)

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 次の専攻については、改正後の第 10 条の規定にかかわらず、平成 18 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

自然科学物質科学専攻、材料システム専攻、機械システム専攻、数理科学・情報システム専攻、電気システム専攻、自然システム専攻、環境土木工学専攻、生産システム科学専攻、システム情報科学専攻、環境共生科学専攻、物質・生命科学専攻

附 則(平成 18 年 3 月 23 日学則第 4 号)

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 10 月 26 日学則第 7 号)

この学則は、平成 18 年 10 月 26 日から施行し、平成 15 年度入学者から適用する。

附 則(平成 19 年 1 月 25 日学則第 1 号)

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 1 月 24 日学則第 3 号)

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条の次に 1 条を加える改正規定は、平成 20 年 1 月 24 日から施行する。
- 2 次の専攻については、改正後の第 10 条の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

文学研究科	人間科学専攻、地域科学専攻、歴史学専攻、言語文学専攻
教育学研究科	障害児教育専攻
法学研究科	法学公共政策学専攻
社会文化科学研究科	(修士課程) 教授システム学専攻、(後期 3 年博士課程) 文化学専攻、公共社会政策学専攻
医学教育部	生体医科学専攻、病態制御学専攻、臨床医科学専攻、環境社会医学専攻

附 則(平成 21 年 3 月 26 日学則第 3 号)

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 次の専攻については、改正後の第 10 条の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
教育学研究科 学校教育専攻、特別支援教育専攻、教科教育専攻、養護教育専攻

附 則(平成 22 年 2 月 24 日学則第 2 号)

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 次の専攻については、改正後の第 10 条の規定にかかわらず、平成 22 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
薬学教育部 (博士前期課程) 分子機能薬学専攻、生命薬科学専攻

附 則(平成 22 年 3 月 24 日学則第 5 号)

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 9 月 30 日学則第 10 号)

この学則は、平成 22 年 9 月 30 日から施行する。

附 則(平成 23 年 2 月 24 日学則第 2 号)

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 22 日学則第 3 号)

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 次の専攻については、改正後の第 10 条の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
薬学教育部 (博士後期課程) 分子機能薬学専攻、生命薬科学専攻

附 則(平成 24 年 5 月 31 日学則第 4 号)

この学則は、平成 24 年 5 月 31 日から施行する。

附 則(平成 25 年 2 月 28 日学則第 3 号)

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則による改正後の第 23 条の 3 の規定は、平成 24 年度入学者から適用し、平成 23 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 この学則による改正後の第 44 条第 2 項及び第 3 項の規定は、平成 25 年度入学者から適用し、平成 24 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 2 月 27 日学則第 1 号)

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 9 月 25 日学則第 4 号)

この学則は、平成 26 年 9 月 25 日から施行する。

附 則(平成 27 年 1 月 22 日学則第 2 号)

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 9 月 23 日学則第 10 号)

この学則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 2 月 23 日学則第 3 号)

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 22 日学則第 3 号)

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 次の専攻については、改正後の第 10 条の規定にかかわらず、平成 30 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

研究科 の名称	専攻の名称	課程の 別
自然科学 研究 科	理学専攻、数学専攻、複合新領域科学専攻、物質生命化学専攻、マテリアル工学専攻、機械システム工学専攻、情報電気電子工学専攻、社会環境工学専攻、建築学専攻	博士前期課程
	理学専攻、複合新領域科学専攻、産業創造工学専攻、情報電気電子工学専攻、環境共生工学専攻	博士後期課程

附 則(平成 30 年 9 月 27 日学則第 7 号)

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 2 月 28 日学則第 3 号)

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 10 条の規定にかかわらず、社会文化科学教育部に公共政策学専攻及び法学専攻を置くものとし、その存続期間は、平成 31 年 3 月 31 日に社会文化科学研究科の公共政策学専攻及び法学専攻に在学する者が両専攻に在学しなくなる日までとする。

附 則(平成 31 年 3 月 28 日学則第 6 号)

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 2 月 27 日学則第 3 号)

- 1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 次の専攻については、改正後の第 10 条の規定にかかわらず、令和 2 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

教育学研究科 学校教育実践専攻、教科教育実践専攻

附 則(令和 2 年 9 月 24 日学則第 6 号)

この学則は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 11 月 26 日学則第 8 号)

この学則は、令和 2 年 11 月 26 日から施行する。

附 則(令和 2 年 12 月 24 日学則第 9 号)

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 6 月 23 日学則第 3 号)

この学則は、令和 4 年 6 月 23 日から施行し、改正後の第 53 条の 2 の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 4 年 7 月 28 日学則第 4 号)

この学則は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 2 月 22 日学則第 3 号)

この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 9 月 28 日学則第 6 号)

この学則は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 1 月 25 日学則第 2 号)

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年4月25日学則第4号)

この学則は、令和6年4月25日から施行し、改正後の第53条の2の規定は、令和6年4月1日から適用する。

附 則(令和7年3月27日学則第3号)

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 次の専攻については、改正後の第10条の規定にかかわらず、令和7年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。 自然科学教育部(博士前期課程) 機械数理工学専攻、情報電気工学専攻

○熊本大学学生定員規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 120 号)

改正 平成 17 年 3 月 24 日規則第 52 号 平成 18 年 2 月 23 日規則第 18 号
 平成 19 年 2 月 22 日規則第 9 号 平成 20 年 1 月 24 日規則第 22 号
 平成 21 年 3 月 26 日規則第 56 号 平成 22 年 2 月 24 日規則第 10 号
 平成 23 年 2 月 24 日規則第 11 号 平成 24 年 3 月 22 日規則第 36 号
 平成 25 年 3 月 29 日規則第 24 号 平成 26 年 3 月 31 日規則第 40 号
 平成 27 年 3 月 12 日規則第 93 号 平成 28 年 3 月 18 日規則第 41 号
 平成 29 年 2 月 28 日規則第 95 号 平成 30 年 3 月 16 日規則第 39 号
 平成 31 年 3 月 27 日規則第 44 号 令和元年 5 月 7 日規則第 303 号
 令和 2 年 3 月 27 日規則第 61 号 令和 3 年 3 月 31 日規則第 99 号
 令和 4 年 3 月 31 日規則第 107 号 令和 5 年 3 月 31 日規則第 137 号
 令和 6 年 1 月 25 日規則第 7 号 令和 6 年 3 月 28 日規則第 46 号
 令和 7 年 3 月 27 日規則第 29 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、熊本大学学則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 2 条第 2 項及び第 3 条第 2 項、熊本大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 3 条第 1 項、熊本大学養護教諭特別別科規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 3 条並びに熊本大学大学院学則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 12 条の規定に基づき、熊本大学(以下「本学」という。)及び熊本大学大学院(以下「本学大学院」という。)の学生の収容定員又は入学定員を定める。

(学生の収容定員)

第 2 条 本学の学部及び学環の収容定員は、次のとおりとする。

学部及び学環の収容定員の表(令和 7 年度)

学部・学環	学科・課程	各年次の収容定員						収容定員
		第 1 年次	第 2 年次	第 3 年次	第 4 年次	第 5 年次	第 6 年次	
文学部	総合人間学科	55	55	55	55			220
	歴史学科	35	35	35	35			140
	文学科	50	50	50	50			200
	コミュニケーション情報学科	30	30	30	30			120
	(学部共通)			10	10			20
	計	170	170	180	180			700
教育学部	小学校教員養成課程	-	-	-	-			-
	中学校教員養成課程	-	-	-	-			-
	特別支援教育教員養成課程	-	-	-	-			-
	養護教諭養成課程	-	-	-	-			-
	学校教育教員養成課程	220	220	220	220			880

	計	220	220	220	220			880
法学部	法学科	210 (10)	210 (10)	210	210			840 (20)
	(学部共通)			10	10			20
	計	210 (10)	210 (10)	220	220			860 (20)
理学部	理学科	200 (10)	200 (10)	200	200			800 (20)
	計	200 (10)	200 (10)	200	200			800 (20)
医学部	医学科	109	110	110	110	110	110	659
	保健学科	144	144	144	144			576
	(保健学科共通)			16	16			32
	計	253	254	270	270	110	110	1,267
薬学部	薬学科	55	55	55	55	55	55	330
	創薬・生命薬科学科	35	35	35	35			140
	計	90	90	90	90	55	55	470
工学部	土木建築学科	124 (6)	124 (6)	124	124			496 (12)
	(学科共通)			10	10			20
	機械数理工学科	108 (7)	108 (7)	109	109			434 (14)
	(学科共通)			10	10			20
	情報電気工学科	132 (20)	132 (20)	149	149			562 (40)
	(学科共通)			20	20			40
	材料・応用化学科	129 (7)	129 (7)	131	131			520 (14)
	(学科共通)			5	5			10
	半導体デバイス工学課程	20	20	-	-			40
	(課程共通)			20	20			40
計	513 (40)	513 (40)	578	578			2,182 (80)	
情報融合学環		60	60	-	-			120
	計	60	60					120
合計		1,656	1,657	1,758	1,758	165	165	7,159

備考

- 1 (学部共通)、(保健学科共通)、(学科共通)又は(課程共通)は、第3年次編入学定員である。
- 2 各年次の収容定員の欄中「-」で示すものは、学年進行中、廃止予定又は募集停止の学科・課程である。

3 情報融合学環の収容定員は、法学部、理学部及び工学部の収容定員の内数である。

4 括弧書きの数字は、情報融合学環の収容定員とする学部の収容定員で内数である。

第3条 本学の専攻科の収容定員は、次のとおりとする。

専攻科の収容定員の表(令和7年度)

専攻科	専攻	収容定員
特別支援教育特別専攻科	特別支援教育専攻	15
合計		15

第4条 本学の別科の学生の収容定員は、次のとおりとする。

別科の収容定員の表(令和7年度)

別科	収容定員
養護教諭特別別科	40
合計	40

第5条 本学大学院の修士課程及び博士前期課程の収容定員は、次のとおりとする。

修士課程及び博士前期課程の収容定員の表(令和7年度)

研究科又は教育部	専攻	各年次の収容定員		収容定員
		第1年次	第2年次	
社会文化科学教育部	法政・紛争解決学専攻	14 (3)	11	25 (3)
	現代社会人間学専攻	18	18	36
	文化学専攻	18	18	36
	教授システム学専攻	15	15	30
	計	65 (3)	62	127 (3)
自然科学教育部	理学専攻	110	110	220
	土木建築学専攻	75	75	150
	機械システム工学専攻	55	-	55
	機械数理工学専攻	-	65	65
	電気電子工学専攻	63	-	63
	情報電気工学専攻	-	103	103
	材料・応用化学専攻	90	90	180
	半導体・情報数理専攻	120	-	120
計	513	443	956	
医学教育部	医科学専攻	20	20	40
	計	20	20	40
保健学教育部	保健学専攻	24	24	48
	計	24	24	48
薬学教育部	創薬・生命薬科学専攻	35	35	70
	計	35	35	70
合計		657 (3)	584	1,241 (3)

備考

1 括弧書きの数字は、標準修業年限を1年とする入学定員で内数。

2 各年次の収容定員の欄中「-」で示すものは、学年進行中、廃止予定又は募集停止の専攻である。

第6条 本学大学院の博士課程(博士前期課程を除く。)の収容定員は、次のとおりとする。

博士課程(博士前期課程を除く。)の収容定員の表(令和7年度)

研究科又は教育部	専攻	各年次の収容定員				収容定員
		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	
自然科学研究科	情報電気電子工学専攻	—	—	—		0
	計	—	—	—		0
社会文化科学教育部	人間・社会科学専攻	6	6	6		18
	文化学専攻	6	6	6		18
	教授システム学専攻	3	3	3		9
	計	15	15	15		45
自然科学教育部	理学専攻	12	12	12		36
	工学専攻	24	46	46		116
	半導体・情報数理専攻	22	—	—		22
	計	58	58	58		174
医学教育部	医学専攻	88	88	88	88	352
	計	88	88	88	88	352
保健学教育部	保健学専攻	6	6	6		18
	計	6	6	6		18
薬学教育部	医療薬学専攻	8	8	8	8	32
	創薬・生命薬科学専攻	10	10	10		30
	計	18	18	18	8	62
合計		185	185	185	96	651

備考 各年次の収容定員の欄中「-」で示すものは、学年進行中、廃止予定又は募集停止の専攻である。

第7条 本学大学院の教職大学院の課程の収容定員は、次のとおりとする。

教職大学院の課程の収容定員の表(令和7年度)

研究科	専攻	各年次の収容定員		収容定員
		第1年次	第2年次	
教育学研究科	教職実践開発専攻	30	30	60
合計		30	30	60

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月24日規則第52号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 2 月 23 日規則第 18 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 2 月 22 日規則第 9 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 1 月 24 日規則第 22 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 26 日規則第 56 号)

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条の表に規定する医学部医学科の第 1 年次収容定員 115 人については、平成 22 年度から令和元年度までとし、令和 2 年度からは 110 人とする。

附 則(平成 22 年 2 月 24 日規則第 10 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 2 月 24 日規則第 11 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 22 日規則第 36 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日規則第 24 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日規則第 40 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 12 日規則第 93 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 18 日規則第 41 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 2 月 28 日規則第 95 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 16 日規則第 39 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 27 日規則第 44 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 5 月 7 日規則第 303 号)

この規則は、令和元年 5 月 7 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 27 日規則第 61 号)

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条の表に規定する医学部医学科の第 1 年次収容定員 110 人については、令和 2 年度から令和 6 年度までとし、令和 7 年度からは 105 人とする。

附 則(令和 3 年 3 月 31 日規則第 99 号)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 31 日規則第 107 号)

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 31 日規則第 137 号)

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 1 月 25 日規則第 7 号)

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 3 月 28 日規則第 46 号)

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年 3 月 27 日規則第 29 号)

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条の表に規定する医学部医学科の第 1 年次収容定員 109 人については、令和 7 年度に限るものとし、令和 8 年度からは 105 人とする。

○熊本大学学位規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 140 号)

改正 平成 18 年 2 月 23 日規則第 20 号 平成 20 年 3 月 27 日規則第 88 号
 平成 21 年 3 月 26 日規則第 58 号 平成 22 年 2 月 24 日規則第 11 号
 平成 24 年 3 月 22 日規則第 37 号 平成 24 年 5 月 9 日規則第 68 号
 平成 25 年 2 月 28 日規則第 9 号 平成 25 年 5 月 23 日規則第 125 号
 平成 27 年 2 月 27 日規則第 78 号 平成 29 年 2 月 23 日規則第 25 号
 平成 30 年 3 月 22 日規則第 68 号 平成 30 年 12 月 27 日規則第 282 号
 平成 31 年 3 月 28 日規則第 45 号 令和元年 5 月 7 日規則第 313 号
 令和元年 7 月 1 日規則第 369 号 令和 2 年 2 月 27 日規則第 11 号
 令和 2 年 7 月 22 日規則第 199 号 令和 3 年 3 月 24 日規則第 22 号
 令和 5 年 2 月 22 日規則第 13 号 令和 6 年 1 月 25 日規則第 8 号
 令和 7 年 3 月 27 日規則第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号。以下「省令」という。)の規定に基づき、熊本大学(以下「本学」という。)において授与する学位、論文(特定の課題についての研究の成果及び研究報告書を含む。以下同じ。)の審査及び試験の方法その他学位に関し必要な事項を定める。

(学位)

第 2 条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び教職修士(専門職)とする。

(学位授与の要件)

第 3 条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院の修士課程を修了した者又は熊本大学大学院学則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「大学院学則」という。)第 3 条第 2 項に規定する博士前期課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、本学大学院の博士課程を修了した者に授与する。

4 教職修士(専門職)の学位は、本学教職大学院の課程を修了した者に授与する。

5 第 3 項に定めるもののほか、博士の学位は、博士課程を経ない者で、本学に論文を提出し、その審査に合格し、かつ、大学院博士課程修了者と同等以上の学力を有することを確認された者に授与することができる。

(論文の提出)

第 4 条 前条第 5 項によって博士の学位を申請するときは、論文に学位申請書、履歴書、論文要旨及び論文目録並びに所定の学位論文審査手数料を添え、学長に提出しなければならない。

2 本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、博士の学位を申請するときは、前項の規定による。ただし、退学したときから 1 年以内に論文を提出した場合は、学位論文審査手数料を免除する。

3 前2項の規定により提出した論文及び納入した学位論文審査手数料は返還しない。

(論文)

第5条 提出する論文は、1編とする。ただし、参考として、他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、論文の訳文、模型又は標本等の提出を求めることがある。

(教授会の指定)

第6条 第4条第1項又は第2項の規定により論文の提出があったときは、学長は、研究科又は教育部の教授会を指定し、審査を付託する。

(審査委員会)

第7条 教授会は、その構成員のうちから3人以上の審査委員を選出して審査委員会を設ける。ただし、教授会が必要と認めるときは、当該教授会を置く研究科又は教育部の専任(教育上の専任をいう。以下同じ。)の教員で当該教授会構成員以外の者(研究指導教員に限る。)を選出することができる。

2 前項の規定にかかわらず、教職修士(専門職)の学位の授与に係る審査委員会は、教職大学院の課程を担当する教員3人以上により構成し、教職大学院の専任の教員を1人以上含むものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、国際連携専攻の修了による学位の授与に係る審査委員会は、当該国際連携専攻において連携して教育研究を実施する一以上の外国の大学院(以下「連携外国大学院」という。)との協議を経て、当該国際連携専攻を担当する教員3人以上により構成し、本学の教員及び連携外国大学院の教員をそれぞれ1人以上含むものとする。

4 教授会は、第1項及び第2項に規定する審査委員に他の研究科若しくは教育部又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を加えることができる。

5 審査委員会は、論文の審査、試験及び試問を行う。

6 審査委員会(国際連携専攻の修了による学位の授与に係る審査委員会を除く。)は、必要があるときは、教授会の議を経て、審査の一部を研究科若しくは教育部の授業担当教員、他の研究科若しくは教育部の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等に委嘱することができる。

(論文の審査試験及び試問)

第8条 提出された論文については、審査及び最終試験を行うものとし、最終試験は、論文を中心とし、これに関連のある事項について行う。

2 第3条第5項に該当する者については、前項のほかに、本学大学院の博士課程修了者と同等以上の学識を有することを確認するために試問を行う。

(試問の免除)

第9条 第4条第2項の規定により学位を申請する者が、退学してからその研究科又は教育部所定の年限内に論文を提出したときは、試問を免除することができる。

(審査期間)

第10条 論文の審査は、修士の論文にあつては提出した学生の在学中に、博士の論文にあつては受理した日から1年以内に終了しなければならない。

(審査委員会の報告)

第11条 審査委員会は、論文の審査、試験又は試問を終了したときは、論文審査要旨に意見を附し、試験又は試問の成績と共に、教授会に文書で報告しなければならない。

(教授会の審議)

第12条 教授会は、前条の報告に基づいて第8条に規定する論文の審査及び最終試験の可否について審議する。

2 前項の審議については、構成員の3分の2以上の出席を必要とする。ただし、外国出張中、休職中、その他教授会がやむを得ない事由があると認めた委員は、構成員の数に算入しない。

3 学位授与に係る可否の判定は、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。

(研究科長又は教育部長の報告)

第13条 研究科長又は教育部長は、教授会が前条第3項の判定を行ったときは、その結果を文書で、学長に報告しなければならない。

(修士又は博士の学位の授与)

第14条 学長は、前条の報告に基づき、修士又は博士の学位を授与すべき者には所定の学位記を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。

(専攻分野の付記)

第15条 第2条の学位を授与するに当たっては、別表に定める専攻分野の名称を付記するものとする。

(学位論文要旨の公表)

第16条 本学は、博士の学位を授与した場合、学位を授与した日から3月以内に、その学位論文の内容の要旨及びその審査の結果の要旨を熊本大学学術リポジトリにより公表する。

(学位論文の公表)

第17条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その学位論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科長又は教育部長の承認を得て、当該学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前2項の規定により学位論文を公表する場合には、熊本大学審査学位論文である旨を明記しなければならない。

4 前3項の規定による公表は、熊本大学学術リポジトリにより行うものとする。

(学位名称の使用)

第 18 条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「熊本大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第 19 条 学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったとき又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明した場合、学長は、教授会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を還付させ、かつ、その旨を公表する。

2 教授会において、前項の議決をするには、構成員の 3 分の 2 以上の出席を必要とし、出席者の 4 分の 3 以上の賛成がなければならない。この場合において、外国出張中の者は、構成員の数に算入しない。

(学位記の再交付)

第 20 条 学位記の再交付を受けようとするときは、その理由を記載した申請書に手数料を添えて、学長に願い出なければならない。

(博士の学位授与の報告)

第 21 条 博士の学位を授与したときは、学長は、省令第 12 条の定めるところにより、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位記及び提出書類の様式)

第 22 条 学位記及び学位申請関係書類の様式は、別記様式のとおりとする。

(細則)

第 23 条 この規則で定めるもののほか、必要な細則は、研究科長又は教育部長が学長の承認を経て定めることができる。

附 則

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 熊本大学学則(平成 16 年 4 月 1 日制定)附則第 2 項の規定により存続するものとされた法学部公共政策学科に在学する学生については、別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 熊本大学大学院学則(平成 16 年 4 月 1 日制定)附則第 3 項の規定により存続するものとされた医学研究科及び薬学研究科の各専攻に在学する学生については、別表の規定及び学位記の様式にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 第 3 条第 5 項の規定による博士(生命科学)の学位の授与は、平成 15 年度の入学者が医学教育部の博士課程又は薬学教育部の博士後期課程を修了し当該学位の授与を受ける日又は平成 15 年度入学者の標準修業年限が経過する日のいずれか早い日までの間は、それぞれ行わないものとする。

附 則(平成 18 年 2 月 23 日規則第 20 号)

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 平成 18 年 3 月 31 日に薬学部薬科学科に在学し、引き続き当該学科に在学する学生については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 3 月 27 日規則第 88 号)

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 20 年 3 月 31 日に大学院文学研究科又は大学院法学研究科に在学し、引き続き当該研究科に在学する学生については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年 3 月 26 日規則第 58 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 2 月 24 日規則第 11 号)

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年 3 月 31 日に大学院薬学教育部博士前期課程に在学し、引き続き当該教育部に在学する学生については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 第 3 条第 5 項の規定による博士(保健学)又は博士(看護学)の学位の授与は、平成 22 年度の入学者が大学院保健学教育部の博士後期課程を修了し当該学位の授与を受ける日又は平成 22 年度入学者の標準修業年限が経過する日のいずれか早い日までの間は、それぞれ行わないものとする。

附 則(平成 24 年 3 月 22 日規則第 37 号)

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年 3 月 31 日に大学院薬学教育部博士後期課程に在学し、引き続き当該教育部に在学する学生については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 第 3 条第 5 項の規定による博士(薬科学)の学位の授与は、平成 24 年度の入学者が大学院薬学教育部の博士後期課程を修了し当該学位の授与を受ける日又は平成 24 年度入学者の標準修業年限が経過する日のいずれか早い日までの間は、それぞれ行わないものとする。

附 則(平成 24 年 5 月 9 日規則第 68 号)

この規則は、平成 24 年 5 月 9 日から施行する。

附 則(平成 25 年 2 月 28 日規則第 9 号)

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表の規定並びに別記様式第 2 及び第 3 は、平成 24 年度入学者から適用し、平成 23 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 第 3 条第 5 項の規定による博士(健康生命科学)の学位の授与は、平成 24 年度の入学者が大学院医学教育部の博士課程並びに大学院薬学教育部の博士課程及び博士後期課程を修了し当

該学位の授与を受ける日又は平成 24 年度入学者の標準修業年限が経過する日のいずれか早い日までの間は、それぞれ行わないものとする。

附 則(平成 25 年 5 月 23 日規則第 125 号)

この規則は、平成 25 年 5 月 23 日から施行し、改正後の第 16 条及び第 17 条の規定は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 27 年 2 月 27 日規則第 78 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 2 月 23 日規則第 25 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 22 日規則第 68 号)

- 1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年 3 月 31 日に大学院自然科学研究科に在学し、引き続き当該研究科に在学する学生については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 30 年 12 月 27 日規則第 282 号)

この規則は、平成 30 年 12 月 27 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 28 日規則第 45 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 5 月 7 日規則第 313 号)

この規則は、令和元年 5 月 7 日から施行する。

附 則(令和元年 7 月 1 日規則第 369 号)

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 2 月 27 日規則第 11 号)

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年 3 月 31 日に大学院教育学研究科修士課程に在学し、引き続き当該研究科に在学する学生については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 2 年 7 月 22 日規則第 199 号)

この規則は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 24 日規則第 22 号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年2月22日規則第13号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年1月25日規則第8号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月27日規則第28号)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第3条第5項の規定による博士(情報学)の学位の授与は、令和7年度の入学者が大学院自然科学教育部の博士後期課程を修了し当該学位の授与を受ける日又は令和7年度入学者の標準修業年限が経過する日のいずれか早い日までの間は、それぞれ行わないものとする。

別表(第15条関係)

学位の別	学部、学環、研究科又は教育部の別	専攻分野の名称
学士	文学部	文学
	教育学部	教育学
	法学部	法学
	理学部	理学
	医学部	医学、看護学又は保健学
	薬学部	薬学、創薬科学又は生命薬科学
	工学部	工学
	情報融合学環	情報学
修士	社会文化科学教育部	文学、法学、公共政策学、教授システム学又は学術
	自然科学教育部	理学、工学、情報学又は学術
	医学教育部	医科学
	保健学教育部	保健学又は看護学
	薬学教育部	薬科学
博士	社会文化科学教育部	文学、法学、公共政策学又は学術
	自然科学教育部	理学、工学、情報学又は学術
	医学教育部	医学、生命科学又は健康生命科学
	保健学教育部	保健学又は看護学
	薬学教育部	薬学、薬科学、生命科学又は健康生命科学
教職修士(専門職)	教育学研究科	-

別記様式第 1

第 3 条第 1 項の規定により授与する学位記（情報融合学環の卒業により授与する学位記を除く。）の様式

[別紙参照]

別記様式第 1 の 2

第 3 条第 1 項の規定により授与する学位記（情報融合学環の卒業により授与する学位記に限る。）の様式

[別紙参照]

別記様式第 2

第 3 条第 2 項の規定により授与する学位記の様式

[別紙参照]

別記様式第 3

第 3 条第 3 項の規定により授与する学位記の様式

[別紙参照]

別記様式第 4

第 3 条第 4 項の規定により授与する学位記の様式

[別紙参照]

別記様式第 5

第 3 条第 5 項の規定により授与する学位記の様式

[別紙参照]

別記様式第 6

学位申請関係書類の様式

[別紙参照]

別記様式第1 第3条第1項の規定により授与する学位記（情報融合学環の卒業により授与する学位記を除く。）の様式

○第	号
学位記	
氏 名	
年 月 日生	
<p>本学○○学部◎◎学科（課程）所定の課程を修めて本学を卒業したので 学士（□□）の学位を授与する</p>	
年 月 日	
熊本大学長 氏 名 印	

（日本産業規格A 4縦型）

備考

- 1 番号の○印には、熊本大学学則第2条第1項に掲げる学部の名称の頭文字を、本文の○印には学部の名称を記入する。
- 2 ◎印には、熊本大学学則第2条第1項に掲げる学科又は課程の名称を記入する。
- 3 □印には、別表（第15条関係）に掲げる専攻分野の名称を記入する。

別記様式第1の2 第3条第1項の規定により授与する学位記（情報融合学環の卒業により授与する学位記に限る。）の様式

情第	号
学位記	
氏 名	
年 月 日生	
本学情報融合学環所定の課程を修めて本学を卒業したので学士（情報学）の学位を授与する	
年 月 日	
熊本大学長 氏 名 印	

（日本産業規格A 4縦型）

別記様式第2 第3条第2項の規定により授与する学位記の様式

修○第	号
学位記	
氏 名	
年 月 日生	
<p>本学大学院□□研究科◎◎専攻の△△課程を修了したので 修士（○○）の学位を授与する</p> <p>(◇◇◇◇)</p>	
年 月 日	
熊本大学長 氏 名 印	

(日本産業規格A4縦型)

備考

- 1 番号の○印には、別表（第15条関係）に掲げる専攻分野の名称の頭文字（修士（教授システム学）の学位を授与する場合にあっては「教シ」）を、本文の○印には、専攻分野の名称を記入する。
- 2 □□研究科の部分には、大学院学則第10条に掲げる研究科又は教育部の名称を記入する。
- 3 ◎印には、大学院学則第10条に掲げる専攻の名称を記入する。
- 4 △印には、修士課程を修了した者には「修士」と、博士前期課程を修了した者には「博士前期」と、記入する。
- 5 ◇印には、熊本大学卓越大学院プログラム規則（令和2年2月27日制定）第2条に規定するプログラムの略称を記入する。

別記様式第3 第3条第3項の規定により授与する学位記の様式

博○第	号
学位記	
氏 名	
年 月 日生	
<p>本学大学院□□研究科◎◎専攻の博士課程を修了したので 博士（○○）の学位を授与する</p> <p>（◇◇◇◇修了）</p>	
年 月 日	
熊本大学長 氏 名 印	

(日本産業規格 A 4 縦型)

備考

- 1 番号の○印には、別表（第15条関係）に掲げる専攻分野の名称の頭文字（博士（薬科学）の学位を授与する場合には「薬科」、博士（生命科学）の学位を授与する場合には「生命」）を、本文の○印には、専攻分野の名称を記入する。
- 2 □□研究科の部分には、大学院学則第10条に掲げる研究科又は教育部の名称を記入する。
- 3 ◎印には、大学院学則第10条に掲げる研究科又は教育部の専攻の名称を記入する。
- 4 ◇印には、熊本大学大学院博士課程教育リーディングプログラム規則（平成25年2月28日制定）第2条及び熊本大学卓越大学院プログラム規則（令和2年2月27日制定）第2条に規定するプログラムの略称を記入する。

別記様式第4 第3条第4項の規定により授与する学位記の様式

教修専第	号
学位記	
氏 名	
年 月 日生	
本学大学院教育学研究科教職実践開発専攻の教職大学院の課程を修了したので教職修士（専門職）の学位を授与する	
年 月 日	
熊本大学長 氏 名 印	

(日本産業規格A4縦型)

別記様式第5 第3条第5項の規定により授与する学位記の様式

乙博○第	号
学位記	
氏 名	
年 月 日生	
<p>本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので 博士（○○）の学位を授与する</p>	
年 月 日	
熊本大学長 氏 名 印	

（日本産業規格 A 4 縦型）

備考 番号の○印には、別表（第15条関係）に掲げる専攻分野の名称の頭文字（博士（薬科学）の学位を授与する場合には「薬科」、博士（生命科学）の学位を授与する場合には「生命」）を、本文の○印には、専攻分野の名称を記入する。

別記様式第6

学位申請関係書類の様式

(1) 第4条第1項の規定による学位申請書の様式

年 月 日
熊本大学長 殿
申請者 氏 名 (印)
学位申請書
貴学学位規則第4条第1項の規定により、論文に履歴書、論文要旨、論文目録及び審査料〇〇〇円を添え博士(〇〇)の学位を申請します。

備考

- 1 学位申請書は正副2通
- 2 論文は正副あわせて3通(参考論文についても同様)
- 3 論文要旨(4,000字以内)は3通
- 4 論文目録は3通
- 5 履歴書は3通

(2) 論文目録の様式

論文目録

報告番号	{ 甲 } { 乙 }	第 ○ ○ 号	氏 名	○ ○ ○ ○
<p>主論文 題名 冊数 (既に印刷公表したものについては、その方法及び年月日、未公表のものについては、公表の方法及び時期を記入すること。)</p> <p>参考論文 題名 冊数 (同上)</p> <p>題名 冊数 (同上)</p>				

備考

- 1 論文の題名が外国語の場合は、日本語で訳文を()を付して記入すること。
- 2 報告番号は、記入しないこと。

(3) 履歴書の様式

履 歴 書

報告番号	{甲、乙} 第〇〇号		
氏名	ふ り が な ○ ○ ○ ○		男 女
生年月日	○ 年 ○ 月 ○ 日		
本籍	都道 府県		
現住所	〒 都道 府県	市町 村区	番地
最終学歴 年月日			
研究歴 年月日			
職歴 年月日			
上記のとおり相違ありません。			
年 月 日			
氏 名 (自 署) (印)			

○熊本大学大学院自然科学教育部規則

(平成 30 年 3 月 22 日規則第 83 号)

改正 平成 31 年 1 月 11 日規則第 3 号 平成 31 年 3 月 8 日規則第 37 号
 令和 2 年 2 月 28 日規則第 51 号 令和 3 年 3 月 12 日規則第 37 号
 令和 4 年 1 月 14 日規則第 16 号 令和 4 年 3 月 11 日規則第 33 号
 令和 5 年 2 月 27 日規則第 24 号 令和 6 年 2 月 26 日規則第 27 号
 令和 7 年 2 月 27 日規則第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、熊本大学大学院学則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「学則」という。)第 11 条の規定に基づき、熊本大学大学院自然科学教育部(以下「本教育部」という。)の専攻、コース、教育プログラム、授業科目、単位、履修方法その他必要な事項を定める。

(教育研究上の目的)

第 2 条 本教育部は、多様化する社会のニーズと学際的・融合的に進化する科学技術や学術研究に対して柔軟に対処し、堅実な基礎学力と広い分野にわたる応用能力を備えた総合的・国際的視野を持つ実践的・創造的・国際的人材を育成することを目的とし、国際的に魅力のある大学院を目指す。

(授業科目、コース・教育プログラム等)

第 3 条 本教育部に置く専攻及びコース・教育プログラムは、次の表に掲げるとおりとする。

	専攻	コース・教育プログラム
博士前期課程	理学専攻	数学コース 物理科学コース 化学コース 地球環境科学コース 生物科学コース
	土木建築学専攻	社会基盤工学教育プログラム 地域デザイン教育プログラム 建築学教育プログラム
	機械システム工学専攻	機械工学教育プログラム 機械システム教育プログラム
	電気電子工学専攻	電気工学教育プログラム 電子工学教育プログラム
	材料・応用化学専攻	応用生命化学教育プログラム 応用物質化学教育プログラム 物質材料工学教育プログラム
	半導体・情報数理専攻	半導体システム教育プログラム 情報数理教育プログラム
博士後期課程	理学専攻	数学コース 物理科学コース 化学コース 地球環境科学コース 生物科学コース

	工学専攻	広域環境保全工学教育プログラム 社会環境マネジメント教育プログラム 人間環境計画学教育プログラム 循環建築工学教育プログラム 先端機械システム教育プログラム 機械知能システム教育プログラム 応用数理教育プログラム 先端情報通信工学教育プログラム 機能創成エネルギー教育プログラム 人間環境情報教育プログラム 物質生命化学教育プログラム 物質材料工学教育プログラム
	半導体・情報数理専攻	先端半導体システム教育プログラム 先端情報数理教育プログラム

- 2 本教育部の各専攻における授業科目及び単位数は、別表第1に掲げるとおりとし、博士前期課程の教育プログラムに、次の教育系を置く。

教育プログラム	教育系
建築学教育プログラム	建築学系 建築設計系 建築都市文化系

(副教育プログラム)

- 第3条の2 本教育部に、副教育プログラムとして次に掲げるプログラム又はコースを置く。

- (1) 国際共同教育プログラム
- (2) イノベーションリーダー育成プログラム
- (3) Aim-High プログラム
- (4) 世界最高水準のマテリアル研究を支える研究志向型人材育成フェローシップ(寺田寅彦フェローシップ)プログラム
- (5) 先進軽金属材料研究者共同養成コース

- 2 副教育プログラムの所定の要件を満たした者は、副教育プログラム修了と認定する。

- 3 副教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(主任指導教員)

- 第4条 教授会は、学生の研究指導を行うため、学生ごとに、主任指導教員1人を定める。

(研究指導委員会)

- 第5条 学生の指導を行うため、学生ごとに、研究指導委員会を置く。

- 2 研究指導委員会は、主任指導教員を含めて、教育部の指導教員3人以上をもって組織する。

(履修方法)

- 第6条 学生は、別表第1に掲げる授業科目のうちから、博士前期課程にあつては31単位以上、博士後期課程にあつては12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けなければならない。

- 2 毎年度に開講する授業科目、単位数、授業担当教員及び授業時間は、学年の始めに公示する。
- 3 授業は、講義、演習、実験及び実習とする。

(履修科目の届出及び承認)

第7条 学生は、授業科目の履修に当たっては、研究指導委員会の指導を受けて、学年又は学期の始めに所定の履修届を授業担当教員に提出し、その承認を得た後、所定の手続きにより教育部長に届け出るものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第8条 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、教授会の議を経て、その計画的な履修を認めることがある。

2 前項の規定により計画的な履修を許可された者(以下「長期履修学生」という。)が当該長期履修の期間について変更することを願い出たときは、教授会の議を経て、その長期履修の期間の変更を許可することがある。

3 前2項に定めるもののほか、長期履修学生の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

(単位の計算方法)

第9条 本教育部の授業科目の単位の計算方法は、次のとおりとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験及び実習については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

(所属するコース又は教育プログラム以外で開講されている授業科目等の履修等)

第10条 学生は、本教育部における所属以外のコース又は教育プログラムで開講される授業科目を履修することができる。

2 前項に定めるもののほか、教育部長が適当と認めたときは、学生は大学院教養教育プログラム及び本学大学院の他の研究科又は教育部(以下「他の研究科等」という。)で開講される大学院教養教育科目を履修することができる。

3 前2項の規定により学生が履修した授業科目及び修得した単位は、教授会の承認を得て、博士前期課程にあつては10単位、博士後期課程にあつては6単位を超えない範囲で第6条の規定により履修すべき授業科目及び修得すべき単位として認定することができる。

(他の研究科等の専門授業科目等の履修等)

第11条 学生は、他の研究科等の専門授業科目及び他の大学院(外国の大学院を含む。)の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により学生が履修した授業科目及び修得した単位は、教授会の承認を得て、博士前期課程にあつては15単位、博士後期課程にあつては10単位を超えない範囲で第6条の規定により履修すべき授業科目及び修得すべき単位として認定することができる。ただし、前条第3項の規定により、第6条の規定により修得すべき単位として認定する単位があるときは、この単位を含めて、博士前期課程にあつては15単位、博士後期課程にあつては10単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の取扱い等)

第12条 学生が本教育部に入学する前に大学院(外国の大学院を含む。)において履修した授業科目及び修得した単位(科目等履修生として履修した授業科目及び修得した単位を含む。)は、教授会の承認を得て、博士前期課程にあつては15単位、博士後期課程にあつては10単位を超えない範囲で第6条の規定により修得すべき単位として認定することができる。ただし、第10条第3項及び前条第2項の規定により、第6条の規定により履修すべき授業科目及び修得すべき単位として認定する単位があるときは、この単位を含めて、博士前期課程にあつては20単位、博士後期課程にあつては15単位を超えないものとする。

(単位の認定)

第13条 授業科目を履修した者については、学力試験(以下「試験」という。)及び出席状況その他によって認定の上、合格をした者に単位を与える。

2 前項の認定は、秀、優、良、可及び不可の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。ただし、授業科目の履修形態等により認定の評語をもって表すことがある。

(試験)

第14条 試験は、授業科目の筆記試験、口頭試験又は研究報告とし、授業科目の終了する学期末又は学年末に行う。

2 学生は、履修した科目についてのみ受験することができる。

3 学生が、病気、忌引、公の証明のある事故のため、試験を受けることができなかつた場合には、願い出により追試験を行うことがある。

4 学生が、不合格となつた授業科目については、再試験を行うことがある。

(学位論文の提出)

第15条 学位論文は、教授会が指定した期日までに提出しなければならない。

(最終試験)

第16条 最終試験は、第6条に規定する単位を修得し、かつ、学位論文を提出した者について行う。

(学位論文の審査及び最終試験の方法)

第17条 教授会は、審査委員会を設け、学位論文の審査及び最終試験を行わせるものとする。

2 教授会は、審査委員会の報告に基づいて、学位論文及び最終試験の合否を決定する。

(学位論文の審査の特例)

第18条 博士前期課程の土木建築学専攻建築学教育プログラム建築設計系にあつては、特定の課題についての研究の成果の審査をもって学位論文の審査に代えるものとする。

(学位の授与)

第19条 博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 博士後期課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

3 前2項の学位を授与するに当たって付記する専攻分野の名称は、理学、工学又は学術のいずれかとする。

(教育職員の免許状授与の所要資格の取得)

第 20 条 中学校教諭又は高等学校教諭の一種免許状授与の所要資格を有する者で当該免許状に係る専修免許状授与の所要資格を取得しようとするものは、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 27 号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 前項の単位を修得し、修了と認定された者が本教育部の専攻において資格を取得できる教員の免許状の種類は、別表第 2 のとおりとする。

(雑則)

第 21 条 この規則に定めるもののほか、本教育部に関し必要な事項は、教育部長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 1 月 11 日規則第 3 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 8 日規則第 37 号)

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第 1 の規定は、平成 31 年度入学者から適用し、平成 30 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(令和 2 年 2 月 28 日規則第 51 号)

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第 1 の規定は、令和 2 年度入学者から適用し、平成 31 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(令和 3 年 3 月 12 日規則第 37 号)

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第 1 の規定は、令和 3 年度入学者から適用し、令和 2 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(令和 4 年 1 月 14 日規則第 16 号)

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 11 日規則第 33 号)

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第 3 条の 2 第 1 項第 6 号及び別表第 1 の規定は、令和 4 年度入学者から適用し、令和 3 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(令和5年2月27日規則第24号)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第1の規定は、令和5年度入学者から適用し、令和4年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(令和6年2月26日規則第27号)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 別表第1の改正規定(データ駆動型社会を担う人材育成プログラムに係る部分を除く。)は、令和6年度入学者から適用し、令和5年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(令和7年2月27日規則第18号)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第3条第1項、別表第1及び別表第2の規定は、令和7年度入学者から適用し、令和6年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

別表第1(第3条第2項関係)

[別紙参照]

別表第2(第18条第2項関係)

[別紙参照]

別表第1

授業科目及び単位数

1 博士前期課程

(1) 各専攻開講専門科目

専攻	コース・教育プログラム	科目区分	授業科目	単位数		
				必修	選択	
理学専攻	数学コース		代数学特論A		2	
			代数学特論B		2	
			代数学特論C		2	
			代数学特論D		2	
			代数学特論E		2	
			代数学特論F		2	
			代数学特論G		2	
			幾何学特論A		2	
			幾何学特論B		2	
			幾何学特論C		2	
			幾何学特論D		2	
			解析学特論A		2	
			解析学特論B		2	
			解析学特論C		2	
			確率解析学特論		2	
			応用解析学特論A		2	
			応用解析学特論B		2	
			数学特別講義A		1	
			数学特別講義B		1	
			数学特別講義C		1	
			数学特別講義D		2	
			数学特別講義E		2	
			数学特別講義F		2	
			数学特別講義G		1	
			数学特別講義H		1	
			数学特別講義I		1	
			数学特別演習I	4		
			数学特別演習II	4		
			数学ゼミナールI	4		
			数学ゼミナールII	4		
	物理学コース			物理学特論I		2
				物理学特論II		2
				場の量子論I		2
				場の量子論II		2
				固体電子論A		1
				固体電子論B		1
				コンピュータ物理学特論I		2
				宇宙物理学I		2
				一般相対論		2
				光物性論		2
				超高速分光光学論		2
				微小領域物性物理		2
				高圧物性物理学特論I		2
				データ科学特論I		2
				低次元物性論I		2
				構造物性学特論I		2
				X線分光光学特論I		2
				物理学特別講義A		1
				物理学特別講義B		1
				物理学特別講義C		1
				物理学特別講義D		1
				物理学特別講義E		2
				物理学特別講義F		2
				物理学特別講義G		1
物理学特別講義H		1				
物理学特別演習I	4					
物理学特別演習II	4					
物理学ゼミナールI	4					
物理学ゼミナールII	4					

理学専攻	化学コース	物理化学特論A		2
		物理化学特論B		2
		物理化学特論C		2
		無機化学特論A		2
		無機化学特論B		2
		無機化学特論C		2
		有機化学特論A		2
		有機化学特論B		2
		分析化学特論A		2
		分析化学特論B		2
		分析化学特論C		2
		総合理学特論A		2
		化学大学院特別講義A		1
		化学大学院特別講義B		1
		化学大学院特別講義C		1
		化学大学院特別講義D		1
		化学大学院特別講義E		2
		化学大学院特別講義F		2
		化学特別演習Ⅰ	4	
		化学特別演習Ⅱ	4	
	化学ゼミナールⅠ	4		
	化学ゼミナールⅡ	4		
	地球環境科学コース	岩石反応循環論特論		2
		気候システム学特論		2
		地球変遷学特論		2
		堆積学特論		2
		水文学特論		2
		鉱物形成論特論		2
		地球環境解析学		2
		層序学特論		2
		海洋底地球科学		2
		水圏環境科学特論		2
		固体地球物理学特論		2
		地球化学特論		2
		マントル岩石学		2
火山地質学特論			2	
地球環境科学学外実習A			1	
地球環境科学学外実習B			1	
地球環境科学特別講義A			1	
地球環境科学特別講義B			1	
地球環境科学特別講義C			1	
地球環境科学特別講義D			1	
地球環境科学特別講義E			2	
地球環境科学特別講義F			2	
地球環境科学特別演習Ⅰ		4		
地球環境科学特別演習Ⅱ		4		
地球環境科学ゼミナールⅠ		4		
地球環境科学ゼミナールⅡ	4			

理学専攻	生物学コース		動物細胞学特論 I		1		
			動物工学特論 I		1		
			発生生物学特論 I		1		
			分子遺伝学特論 I		1		
			分子細胞生物学特論 I		1		
			植物分子生物学特論 I		1		
			植物細胞学特論 I		1		
			植物遺伝学特論 I		1		
			系統分類学特論 I		1		
			保全生物学特論 I		1		
			海洋生態・多様性学特論 I		1		
			進化生態学特論 I		1		
			多様性進化学特論 I		1		
			神経内分泌学特論 I		1		
			バイオイメージング特論 I		1		
			群集・個体群生態学特論 I		1		
			RNA生物学特論 I		1		
			植物発生学・ゲノム科学特論 I		1		
			植物データサイエンス特論 I		1		
			生物学特別講義 A		1		
			生物学特別講義 B		1		
			生物学特別講義 C		1		
			生物学特別講義 D		1		
			生物学特別講義 E		2		
			生物学特別講義 F		2		
			生物学特別演習 I	4			
			生物学特別演習 II	4			
			生物学ゼミナール I	4			
			生物学ゼミナール II	4			
			専攻共通		特別研究	4	
		土木建築学専攻	社会基盤工学教育プログラム	科基専 目礎門	土木工学演習 I	4	
					土木工学演習 II	4	
					土木工学セミナー I	1	
土木工学セミナー II	1						
専門応用科目	耐震工学				2		
	構造物の劣化と維持管理				2		
	地殻開発工学				2		
	応用環境地盤工学				2		
	橋梁工学				2		
	海岸工学				2		
	水文工学				2		
	環境微生物工学				2		
	社会基盤計画論				2		
	交通政策マネジメント				2		
	環境防災マネジメント				2		
	建設材料学				2		
	応用地盤工学				2		
	土木工学総合演習 I				4		
	土木工学総合演習 II				4		

土木建築学専攻	地域デザイン教育プログラム	科基専 目礎門	地域デザイン演習Ⅰ	4	
			地域デザイン演習Ⅱ	4	
			地域デザインセミナーⅠ	1	
			地域デザインセミナーⅡ	1	
		専門応用科目	社会基盤計画論		2
			交通政策マネジメント		2
			環境防災マネジメント		2
			耐震工学		2
			建造物の劣化と維持管理		2
			地殻開発工学		2
			応用環境地盤工学		2
			橋梁工学		2
			海岸工学		2
			水文工学		2
			環境微生物工学		2
			建設材料学		2
			応用地盤工学		2
			地域デザイン総合演習Ⅰ		4
			地域デザイン総合演習Ⅱ		4
			建築学系	建築学研究Ⅰ	
	建築学研究Ⅱ			2	
	建築学研究Ⅲ			2	
	建築学研究Ⅳ			2	
	建築設計系	建築設計スタジオⅡ	4		
		建築設計スタジオⅢ	4		
		建築設計スタジオⅣ	4		
		修士設計	4		
	建築都市文化系	建築学研究Ⅰ		2	
		建築学研究Ⅱ		2	
		建築都市文化基礎科目Ⅰ		2	
		建築都市文化基礎科目Ⅱ		2	
		建築都市文化基礎科目Ⅲ		2	
	建築学プログラム教育	専門応用科目	復旧・復興デザイン特論		2
			建築荷重論		2
			鉄筋コンクリート構造特論		2
			塑性力学		2
			建築材料設計Ⅰ		2
			建築材料設計Ⅱ		2
			構造計画学		2
			建築構造学演習Ⅰ		2
建築構造学演習Ⅱ				2	
建築構造学演習Ⅲ				2	
建築環境学特論Ⅰ				2	
建築環境学特論Ⅱ				2	
建築環境学特論Ⅲ				2	
建築環境学演習Ⅰ				2	
建築環境学演習Ⅱ				2	
建築環境学演習Ⅲ				2	
西洋建築史特論				2	
建築情報特論				2	
建築空間構成法				2	
建築プログラミング演習				2	
建築プレゼンテーション		2			
施設マネジメント学		2			

			景観情報学演習		2
			空間情報学演習		2
	専攻共通		建築史演習		2
			建築実務実習		4
			英語コミュニケーション		2
			先端科学特別講義 I		2
			プロジェクトゼミナール I		2
		機械工学教育プログラム	専門基礎科目	精密加工学特論	
機械潤滑システム特論				2	
流体工学特論 I				2	
流体工学特論 II				2	
熱工学特論				2	
混相系の科学技術				2	
計算力学特論				2	
強度設計学特論				2	
材料加工学特論				2	
マイクロ・ナノファブリケーション				2	
生体医工学特論				2	
機器分析学特論				2	
機械工学特別演習 I	4				
機械工学特別演習 II	4				
機械システム工学専攻				専門応用科目	先進接合工学
		知能移動機械論			2
		振動工学特論			2
		知的システム特論			2
		数値最適化に基づく線形制御			2
		固体力学特論			2
		ロバスト制御特論			2
		宇宙機械工学特論			2
機械システム教育プログラム	専門基礎科目	先進接合工学		2	
		知能移動機械論		2	
		振動工学特論		2	
		知的システム特論		2	
		数値最適化に基づく線形制御		2	
		固体力学特論		2	
		ロバスト制御特論		2	
		宇宙機械工学特論		2	
		機械システム特別演習 I	4		
		機械システム特別演習 II	4		
機械システム教育プログラム	専門応用科目	精密加工学特論		2	
		機械潤滑システム特論		2	
		流体工学特論 I		2	
		流体工学特論 II		2	
		熱工学特論		2	
		混相系の科学技術		2	
		計算力学特論		2	
		強度設計学特論		2	
		材料加工学特論		2	
		マイクロ・ナノファブリケーション		2	
		生体医工学特論		2	
		機器分析学特論		2	
専攻共通専門科目		工業数学特論 I		2	
		工業数学特論 II		2	

電気電子工学専攻	電気工学教育プログラム	専門基礎科目	電力フロンティア工学特論A		2	
			電力フロンティア工学特論B		2	
			高電圧パルスパワー工学特論		2	
			電子デバイス工学		2	
			非破壊検査工学		2	
			植物バイオエレクトロニクス		2	
			光計測工学特論		2	
			衝撃波バイオエレクトロニクス科学		2	
			パルスパワー医療科学		2	
			無線通信工学特論		2	
			放電プラズマ工学特論		2	
			パワーエレクトロニクス技術		2	
			システム制御工学特論Ⅰ		2	
			信号・画像処理特論Ⅰ		2	
			電気工学特別実習		2	
			電気工学特別演習Ⅰ	2		
			電気工学特別演習Ⅱ	2		
			電気工学特別研究	6		
			専門応用科目	生体情報システム特論		2
				電力システム工学		2
	信号・画像処理特論Ⅱ			2		
	システム制御工学特論Ⅱ			2		
	電子工学教育プログラム	専門基礎科目	システム制御工学特論Ⅰ		2	
			システム制御工学特論Ⅱ		2	
			信号・画像処理特論Ⅰ		2	
			信号・画像処理特論Ⅱ		2	
			無線通信工学特論		2	
			生体情報システム特論		2	
			電力フロンティア工学特論A		2	
			電力フロンティア工学特論B		2	
			高電圧パルスパワー工学特論		2	
			パワーエレクトロニクス技術		2	
			電子デバイス工学		2	
			非破壊検査工学		2	
			光計測工学特論		2	
			衝撃波バイオエレクトロニクス科学		2	
電子工学特別実習				2		
電子工学特別演習Ⅰ			2			
電子工学特別演習Ⅱ			2			
電子工学特別研究			6			
専門応用科目			パルスパワー医療科学		2	
			電力システム工学		2	
	植物バイオエレクトロニクス		2			
	放電プラズマ工学特論		2			

材料・応用化学専攻	応用生命化学教育プログラム	専門基礎科目	高分子ナノ構造制御論		1
			高分子複合材料特論		1
			生物分析科学特論		1
			有機材料化学特論		1
			高分子分離材料特論		1
			医用ナノ材料学		1
			酵素機能化学特論		1
			光機能化学特論		1
			分子イメージングとナノ医療		1
			ケミカルバイオロジー特論		1
			応用生命化学特別講義		2
			応用生命化学演習		2
			応用生命化学ゼミナール		1
			応用生命化学特別演習Ⅰ	4	
			応用生命化学特別演習Ⅱ	4	
		専門応用科目	触媒化学		1
			物質インフォマティクス		1
			構造無機化学特論		1
			無機材料化学特論		1
			機能材料プロセス工学特論		1
	反応工学特論			1	
	応用電気化学特論			1	
	界面構造化学特論			1	
	固体材料分析化学特論			1	
	応用物質化学特別講義			2	
	専門基礎科目		触媒化学		1
			物質インフォマティクス		1
			構造無機化学特論		1
		無機材料化学特論		1	
		機能材料プロセス工学特論		1	
		反応工学特論		1	
		応用電気化学特論		1	
		界面構造化学特論		1	
		固体材料分析化学特論		1	
		応用物質化学特別講義		2	
		応用物質化学演習		2	
		応用物質化学ゼミナール		1	
	応用物質化学特別演習Ⅰ	4			
	応用物質化学特別演習Ⅱ	4			
	専門応用科目	高分子ナノ構造制御論		1	
		高分子複合材料特論		1	
		生物分析科学特論		1	
		有機材料化学特論		1	
高分子分離材料特論			1		
医用ナノ材料学			1		
酵素機能化学特論			1		
光機能化学特論			1		
分子イメージングとナノ医療			1		
応用生命化学特別講義			2		

材料・応用化学専攻	物質材料工学教育プログラム	専門基礎科目	材料塑性工学		2
			材料界面物性学		2
			材料界面電子化学		2
			連続体力学		2
			凝固理論		2
			原子力材料工学		2
			航空宇宙材料学		2
			マクロ構造評価学		2
			物質材料工学特別演習Ⅰ	4	
			物質材料工学特別演習Ⅱ	4	
		専門応用科目	計算材料工学		2
			非平衡材料工学		2
			電子材料物性学		2
			機能性セラミックス材料工学		2
			環境材料強度学		2
			先端材料工学		2
			微細構造評価学		2
			先端材料評価学		2
			機能性材料・構造解析特論		2
	専攻共通			先端科学特別講義Ⅰ	
プロジェクトゼミナールⅠ				2	

専攻	コース・教育プログラム	科目区分	授業科目	単位数		選択必修
				必修	選択	
半導体・情報数理専攻	半導体システム教育プログラム	専門基礎科目	集積システム工学特論		2	○
			計算機構成特論		2	○
			半導体物理学特論		2	○
			組み込みシステム工学特論		2	○
			カスタムコンピューティング特論		2	○
			機能性セラミックス材料工学		2	○
			誘電体材料工学		2	○
			先端材料工学		2	○
			半導体システム特別講義 I A		2	○
			半導体システム特別講義 I B		2	○
			薄膜プロセス工学特論 I		2	○
			半導体シミュレーション特論 I		2	○
			半導体プロセス特論 I		2	○
			半導体インフォマティクス特論 I		2	○
			次世代半導体工学特論 I		2	○
			集積システム設計工学特論 I		2	○
			集積回路工学特論 I		2	○
			集積回路工学基礎		2	
			半導体デバイス基礎		2	
			機能性材料・構造解析特論		2	○
			半導体工学特別実習		2	
			半導体工学特別演習 I	2		
			半導体工学特別演習 II	2		
		半導体工学特別研究	4			
		専門応用科目	分散システム論		2	
			データ工学		2	
			コンピュータビジョン		2	
			情報理論応用		2	
			医療画像情報処理		2	
			計算機セキュリティ特論		2	
			メディア情報処理論		2	
			プログラム言語論		2	
			人工知能工学特論		2	
			データマイニング特論		2	
			音響信号処理特論		2	
			データサイエンス演習		2	
			データサイエンス実習		2	
			応用偏微分方程式		2	
			応用変分解析		2	
			確率過程概論		2	
			確率論と数値解析		2	
			統計的推測概論		2	
			多変量解析概論		2	
グラフ理論特論			2			
符号理論特論		2				
離散数学特論		2				

半導体・情報数理専攻	情報数理教育プログラム	専門情報基礎科目	分散システム論		2	
			データ工学		2	
			コンピュータビジョン		2	
			情報理論応用		2	
			医療画像情報処理		2	
			計算機セキュリティ特論		2	
			メディア情報処理論		2	
			プログラム言語論		2	
			人工知能工学特論		2	
			データマイニング特論		2	
			音響信号処理特論		2	
			データサイエンス演習		2	
			データサイエンス実習		2	
			情報工学特別実習		2	
			情報工学通論		2	
		専門数理基礎科目	応用偏微分方程式		2	
			応用変分解析		2	
			確率過程概論		2	
			確率論と数値解析		2	
			統計的推測概論		2	
			多変量解析概論		2	
			グラフ理論特論		2	
			符号理論特論		2	
			離散数学特論		2	
		数理工学通論		2		
		専門総合基礎科目	情報工学特別演習Ⅰ		4	○
			情報工学特別演習Ⅱ		4	○
			情報工学特別研究		8	○
			数理工学講究		4	○
			応用数学講究		4	○
			数理工学特別研究		8	○
		専門応用科目	集積システム工学特論		2	
			計算機構成特論		2	
			半導体物理学特論		2	
			組込みシステム工学特論		2	
			カスタムコンピューティング特論		2	
			機能性セラミックス材料工学		2	
			誘電体材料工学		2	
			先端材料工学		2	
			半導体システム特別講義ⅠA		2	
			半導体システム特別講義ⅠB		2	
			薄膜プロセス工学特論Ⅰ		2	
			半導体シミュレーション特論Ⅰ		2	
半導体プロセス特論Ⅰ			2			
半導体インフォマティクス特論Ⅰ		2				
次世代半導体工学特論Ⅰ		2				

(2) 全専攻共通科目

専攻	授業科目	単位数	
		必修	選択
全専攻共通	インターンシップⅠ		2
	教育型インターンシップⅠ		1
	教育型インターンシップⅡ		2
	特別プレゼンテーションⅠ		1
	学際科学特別講義Ⅰ		2
	学際科学特別講義Ⅱ		2
	学際科学特別講義Ⅲ		2

注：全専攻共通科目の単位は、修了要件に含む。

(3) 理工融合教育科目

科目区分ごとに複数の授業科目が開講される。【注1・注2】

専攻	科目	授業科目	単位数	
			必修	選択
全専攻共通	先端科学科目	科学技術と社会Ⅰ	1科目当たり	1
		科学技術と社会Ⅱ		
		Current Science and Technology in JapanⅠ（日本の先端科学Ⅰ）【注3】	1科目当たり	2
		English for Science and Technology(科学技術英語特論)【注3】		
	大学院教養教育科目【注4】	現代社会理解A	1科目当たり	1
		現代社会理解B		
		技術革新のための基礎科学		
		マネジメント概論		
		科学の歴史		
	英語教育科目	科学英語演習Ⅰ	1科目当たり	1
		科学英語演習Ⅱ		
	MOT特別教育科目【注5】	MOT概論・基礎編	1	
		MOT概論・応用編	1	
		実践MOT	2	
		プロジェクトマネジメント	1	
		UXデザイン	1	
		DX経営		1
ベンチャー企業論			1	

注1：理工融合教育科目は全て「総合科学技術共同教育センター（GJEC）」において開講する（「7. 総合科学技術共同教育センター（Global Joint Education Center for Science and Technology: GJEC）」を参照）。

注2：理工融合教育科目は専攻によって選択又は選択必修の別が異なるため、各専攻の学位授与基準を確認すること。

注3：本授業科目で修得した単位は、本教育部の修了要件に含めない。

注4：大学院教養教育科目の授業科目は、それぞれ複数の授業が開講される。一つの授業科目で複数の授業を受講しそれぞれ合格した場合であっても、1単位しか修了要件に含めない。

注5：本授業科目で修得した単位は、本教育部の修了要件に含めない。ただし、MOT概論・基礎編、プロジェクトマネジメントおよびDX経営については、大学院教養教育科目のマネジメント概論として履修する場合は、大学院教養教育科目「マネジメント概論」の単位としていずれか1単位を修了要件に含める。

(4) 科学技術分野における国際共同教育プログラム (IJEP: International Joint Education Program for Science and Technology) に所属する学生に対する開講科目
修了要件を満たした者にはIJEP修了認定を与える。

専攻	授業科目	単位数	
		必修	選択
全専攻共通	Current Science and Technology in Japan I (日本の先端科学 I)	2	
	English for Science and Technology (科学技術英語特論)	2	

注：本授業科目で修得した単位は、本教育部の修了要件に含めない。

(5) イノベーションリーダー育成プログラム開講科目
全8単位のうち、必修5科目6単位を含む7単位以上を修得した者には修了証を与える。

専攻	授業科目	単位数	
		必修	選択
全専攻共通	MOT概論・基礎編	1	
	MOT概論・応用編	1	
	実践MOT	2	
	プロジェクトマネジメント	1	
	UXデザイン	1	
	DX経営		1
	ベンチャー企業論		1

注：本授業科目で修得した単位は、本教育部の修了要件に含めない。ただし、MOT概論・基礎編、プロジェクトマネジメントおよびDX経営については、大学院教養教育科目もマネジメント概論として履修する場合は、大学院教養教育科目「マネジメント概論」の単位としていずれか1単位を修了要件に含める。

(6) 先進軽金属材料研究者共同養成コース

このプログラムでは、軽金属モノづくり高度人材育成を図り、日本の科学技術と産業の発展に貢献することを目的として、軽金属材料に関する人材育成を行う。このコースは、本学および学外教員による軽金属材料の基礎と応用に関する講義、学内外の研究機関における実験実習、軽金属材料に関する研究発表、およびインターンシップの4科目があり、全8単位を取得するとコース修了証を受け取ることができる。本コースに関する詳細は、「先進マグネシウム国際研究センター」のホームページに別途記載する。

専攻	授業科目	単位数	
		必修	選択
全専攻共通	先進軽金属学	2	
	先進軽金属材料実習	2	
	先進軽金属材料特別プレゼンテーション	2	
	先進軽金属材料地域インターンシップ	2	

注：本授業科目で修得した単位は、本教育部の修了要件に含めない。

(特記事項)

どの免許状に関係する科目か分かるように

次のとおり、色分けしております。

- ・ 数学の科目は赤 その関連科目はピンク
- ・ 情報の科目は青 その関係科目は紫色
- ・ 工業の科目は緑 その関係科目は茶色

授業科目及び単位数

博士後期課程

(1) 各専攻開講科目

専攻	コース・教育プログラム	授業科目	単位数	
			必修	選択
理学	数学コース	有限群論と組合せ構造		2
		代数幾何学特論		2
		代数的組合せ論		2
		曲面論		2
		リーマン幾何学		2
		偏微分方程式論		2
		力学系特論A		2
		力学系特論B		2
		確率過程論		2
		無限次元表現論		2
		複素幾何学		2
		可換環論と代数多様体論		2
		多変数超幾何函数論		2
		凸体の幾何学と表現論		2
		発展方程式論		2
		物理学コース	固体電子論C	
	固体電子論D			1
	コンピュータ物理学特論II			2
	素粒子物理学			2
	宇宙物理学II			2
	光物性特論			2
	基礎物理特論			2
	超高速分光光学特論			2
	微小領域物性特論			2
	高圧物性物理学特論II			2
	データ科学特論II			2
	構造物性学特論II			2
	X線分光光学特論II			2
	低次元物性論II			2
	化学コース	物理化学特論D		2
		物理化学特論E		2
		物理化学特論F		2
		無機化学特論D		2
		無機化学特論E		2
		無機化学特論F		2
		有機化学特論D		2
		有機化学特論E		2
		分析化学特論D		2
		分析化学特論E		2
		分析化学特論F		2

理学	地球環境科学コース	岩石反応学特論	2
		進化古生物学特論	2
		表層環境変遷論特論	2
		地球物性学特論	2
		鉱物環境化学特論	2
		微古生物学特論	2
		気候学特論	2
		地球環境解析学特論	2
		同位体水文学特論	2
		海洋火山学	2
		流域環境科学特論	2
		地球電磁気学特論	2
		第四紀学特論	2
		生物科学コース	動物細胞学特論Ⅱ
	動物工学特論Ⅱ		2
	発生生物学特論Ⅱ		2
	分子遺伝学特論Ⅱ		2
	分子細胞生物学特論Ⅱ		2
	植物分子生物学特論Ⅱ		2
	植物細胞学特論Ⅱ		2
	植物遺伝学特論Ⅱ		2
	系統分類学特論Ⅱ		2
	保全生物学特論Ⅱ		2
	海洋生態・多様性学特論Ⅱ		2
	進化生態学特論Ⅱ		2
	多様性進化学特論Ⅱ		2
	神経内分泌学特論Ⅱ		2
	群集・個体群生態学特論Ⅱ		2
	RNA生物学特論Ⅱ	2	
	バイオイメーjing特論Ⅱ	2	
植物発生学・ゲノム科学特論Ⅱ	2		
植物データサイエンス特論Ⅱ	2		
専攻共通	理学ゼミナール	4	

工学	広域環境保全 工学教育プログラム	地下岩盤環境解析論	2
		岩盤工学設計特論	2
		地盤内物質輸送論	2
		質的環境工学特論	2
		防災水工学特論	2
		沿岸防災工学	2
		地盤防災工学論	2
		応用水文工学特論	2
		応用生態工学論	2
	社会環境 マネジメント 教育プログラム	持続可能都市システム	2
		環境便益計測論	2
		地域公共政策論	2
		状況景観論	2
		社会基盤メンテナンス工学	2
		耐震・制震設計論	2
		防災マネジメント	2
		先端都市創成学	2
	環境軽負荷学	2	
	人間環境計画学 教育プログラム	建築音響学特論	2
		空間構法計画	2
		建築ドローイング概論	2
		建築情報マネジメント論	2
		建築史特論	2
		都市環境工学特論	2
		都市情報学特論	2
	循環建築 工学教育プログラム	高機能性材料設計論	2
		補修・補強材料工学	2
		建築構造設計学特論	2
		安全制御耐風設計論	2
		構造工学における有限要素法	2
	先端機械システム 教育プログラム	高温強度学特論	2
		数値流体工学	2
		流体エネルギー変換工学	2
		熱・物質移動工学	2
		相変化伝熱特論	2
		混相流体力学	2
		超精密加工学	2
		機械設計システム	2
		マイクロ・ナノシステム創成論	2
		バイオメカニクス	2
		爆発加工学	2
	衝撃工学特論	2	
	機械知能システム 教育プログラム	成形加工論	2
知能機械システム特論		2	
破壊力学		2	
メンテナンス工学		2	
接合加工学		2	
数値最適化に基づく制御則設計論		2	
能動計測特論		2	
ロバスト適応制御論		2	
生産システム設計	2		

工学	機能創成プログラム	超音波工学	2
		パワーエレクトロニクス特論	2
		電磁エネルギー生体応用工学	2
		機能電子デバイス論	2
		パルス放電プラズマ応用工学	2
		光応用工学特論	2
		パルスパワー医療科学特論	2
		衝撃波バイオエレクトロニクス科学特論	2
		バイオエレクトロニクス工学	2
	人間環境情報プログラム	電磁メタマテリアル特論	2
		アンテナ伝搬工学特論	2
		モデルベース制御特論	2
		人間機械システム工学特論	2
		サイバネティクス特論	2
		多元情報計測処理特論	2
	物質生命化学教育プログラム	機能性医用材料工学	2
		無機機能物質化学	2
		分子計測化学	2
		高密度流体化学プロセス	2
		有機ナノ物質化学	2
		機能電極応用化学	2
		ナノ機能界面制御特論	2
		計算物質生命化学	2
		ナノ機能物質設計特論	2
		ナノ界面電気化学	2
		光機能物質科学論	2
		機能材料プロセス工学	2
		ナノ無機材料工学	2
		触媒表面化学特論	2
		分子酵素化学	2
	核酸機能化学	2	
	物質材料工学プログラム	アモルファス・ナノ結晶材料学	2
		マテリアルプロセス設計	2
		先端マテリアル塑性工学	2
		先端セラミックス材料設計学	2
		マテリアル数値モデリング工学	2
		水素材料評価学	2
		ナノカーボン物質材料特論	2
		材料界面電子化学特論	2
		材料ナノ界面設計学	2
		微細構造評価学特論	2
非線形連続体力学		2	
材料構造制御科学特論		2	
実践英語		2	
非鉄金属材料学特論		2	
材料の組織形成と分析評価		2	
結晶成長学	2		
ナノ構造解析特論	2		
専攻共通	先端科学特別講義Ⅱ	2	
	プロジェクトゼミナールⅡ	4	

半導体・情報数理専攻	先端半導体システム教育プログラム	現代半導体物理学	2
		集積システム設計工学特論Ⅱ	2
		コンピュータアーキテクチャ特論Ⅰ	2
		コンピュータアーキテクチャ特論Ⅱ	2
		先端セラミックス材料設計学	2
		結晶構造解析概論	2
		材料構造制御学特論	2
		半導体システム特別講義Ⅱ	2
		集積回路工学特論Ⅱ	2
		薄膜プロセス工学特論Ⅱ	2
		半導体デバイスシステム特論	2
		デジタルシステム特論	2
		ナノ構造解析特論	2
		半導体シミュレーション特論Ⅱ	2
		半導体プロセス特論Ⅱ	2
		半導体インフォマティクス特論Ⅱ	2
		次世代半導体工学特論Ⅱ	2
		半導体デバイス実習	2
		異分野ゼミナール	2
	先端情報数理教育プログラム	時系列解析特論	2
		データ工学特論	2
		画像情報処理	2
		非線形システム解析特論	2
		知的医療画像情報処理特論	2
		情報通信基盤セキュリティ特論	2
		メディア情報応用技術論	2
		システムソフトウェア特論	2
		人間情報学特論	2
		データサイエンス特論	2
		音響情報処理特論	2
		複雑系解析特論	2
		調和解析学特論	2
		組合せ論特論	2
グラフ構造理論特論	2		
確率過程論特論	2		
対称マルコフ過程特論	2		
統計的推測特論	2		
多変量解析特論	2		
スペクトラルグラフ理論特論	2		

(2) 全専攻共通専門科目

専攻	授業科目	単位数	
		必修	選択
全専攻共通	インターンシップⅡ		2
	特別プレゼンテーションⅡ		2

注：上記科目は、修了要件に含める。

(3) 理工融合教育科目

科目区分ごとに複数の授業科目が開講される。(注1、注2)

なお、博士前期課程で単位を修得済みの科目は再履修できない。

専攻	科目	授業科目	単位数
			選択
全専攻共通	先端科学科目	科学技術と社会Ⅰ	1科目当たり1
		科学技術と社会Ⅱ	
		Current Science and Technology in JapanⅡ (日本の先端科学Ⅱ) (注3)	1科目当たり2
		English for Science and Technology (科学技術英語特論) (注3)	
	大学院教養教育科目 (注4)	現代社会理解A	1科目当たり1
		現代社会理解B	
		技術革新のための基礎科学	
		マネジメント概論	
		科学の歴史	
	英語教育科目	科学英語演習Ⅰ	1科目当たり1
		科学英語演習Ⅱ	
	MOT特別教育科目 (注5)	MOT概論・基礎編	1
		MOT概論・応用編	1
		実践MOT	2
		プロジェクトマネジメント	1
		UXデザイン	1
		DX経営	1
		ベンチャー企業論	1

注1：理工融合教育科目は全て「総合科学技術共同教育センター（GJEC）」において開講する（「7. 総合科学技術共同教育センター（Global Joint Education Center for Science and Technology : GJEC）」を参照）。

注2：理工融合教育科目は専攻によって選択又は選択必修の別が異なるため、各専攻の学位授与基準を確認すること。

注3：本授業科目で修得した単位は、本教育部の修了要件に含めない。

注4：大学院教養教育科目の授業科目は、それぞれ複数の授業が開講される。一つの授業科目で複数の授業を受講しそれぞれ合格した場合であっても、1単位しか修了要件に含めない。

注5：本授業科目で修得した単位は、本教育部の修了要件に含めない。ただし、MOT概論・基礎編、プロジェクトマネジメントおよびDX経営については、大学院教養教育科目のマネジメント概論として履修する場合は、大学院教養教育科目「マネジメント概論」の単位としていずれか1単位が修了要件に含める。

(4) 科学技術分野における国際共同教育プログラム (IJEP: International Joint Education Program for Science and Technology) に所属する学生に対する開講科目

専攻	授業科目	単位数	
		必修	選択
全専攻共通	Current Science and Technology in Japan II (日本の先端科学II)	2	
	English for Science and Technology (科学技術英語特論)	2	

注：上記2科目で修得した単位は、本教育部の修了要件に含めない。

(5) イノベーションリーダー育成プログラム開講科目

全8単位のうち、必修5科目6単位を含む7単位以上を修得した者には修了証を与える。

なお、博士前期課程で単位を修得済みの科目は再履修できない。

専攻	科目	授業科目	単位数	
			必修	選択
全専攻共通	MOT特別教育科目	MOT概論・基礎編	1	
		MOT概論・応用編	1	
		実践MOT	2	
		プロジェクトマネジメント	1	
		UXデザイン	1	
		DX経営		1
		ベンチャー企業論		1

注：本授業科目で修得した単位は、本教育部の修了要件に含めない。ただし、MOT概論・基礎編、プロジェクトマネジメントおよびDX経営については、大学院教養教育科目のマネジメント概論として履修する場合は、大学院教養教育科目「マネジメント概論」の単位としていずれか1単位を修了要件に含める。

(6) 先進軽金属材料研究者共同養成コース

このプログラムでは、軽金属モノづくり高度人材育成を図り、日本の科学技術と産業の発展に貢献することを目的として、軽金属材料に関する人材育成を行う。このコースは、本学および学外教員による軽金属材料の基礎と応用に関する講義、学内外の研究機関における実験実習、軽金属材料に関する研究発表、およびインターンシップの4科目があり、全8単位を取得するとコース修了証を受け取ることができる。本コースに関する詳細は、「先進マグネシウム国際研究センター」のホームページに別途記載する。なお、博士前期課程で単位を修得済みの科目は再履修できない。

専攻	授業科目	単位数	
		必修	選択
全専攻共通	先進軽金属学特論	2	
	先進軽金属材料特別演習	2	
	先進軽金属材料国際プレゼンテーション	2	
	先進軽金属材料国際インターンシップ	2	

注：本授業科目で修得した単位は、本教育部の修了要件に含めない。

別表第2(第18条第2項関係)

専攻名	教員の免許状の種類(免許教科)
理学専攻	中学校教諭の専修免許状(数学) 高等学校教諭の専修免許状(数学) 中学校教諭の専修免許状(理科) 高等学校教諭の専修免許状(理科)
土木建築学専攻	高等学校教諭の専修免許状(工業)
機械システム工学専攻	高等学校教諭の専修免許状(工業)
電気電子工学専攻	高等学校教諭の専修免許状(工業)
材料・応用化学専攻	高等学校教諭の専修免許状(工業)
半導体・情報数理専攻	中学校教諭の専修免許状(数学) 高等学校教諭の専修免許状(数学、情報、工業)